

第 465 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 7 年 8 月 4 日
前橋地方合同庁舎
1 階 共用会議室

1 開 会

2 意見陳述

3 議 題

(1) 群馬県最低賃金専門部会の審議状況（中間報告）について

(2) 中央最低賃金審議会が目安答申の伝達について

(3) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

(4) その他

4 閉 会

第 465 回 群馬地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）※答申行われず未添付
- 3 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）
 - (1) 「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」 【P 1】
全労連・全国一般群馬労働組合
 - (2) 「2025 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書」 【P 3】
生協労連 コープネットグループ労働組合
 - (3) 「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」 【P 5】
群馬県医療労働組合連合会
 - (4) 「群馬地方最低賃金審議会への意見書」 【P 9】
群馬県自治体一般労働組合
 - (5) 「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」 【P 11】
群馬県労働組合会議
- 4 最低賃金全国一律制度の法改正と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書
1,925 筆
群馬県労働組合会議
- 5 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）
一般社団法人群馬県タクシー協会
- 6 労働市場速報（令和 7 年 6 月分）
群馬労働局職業安定部職業安定課
- 7 最近の県内経済情勢（令和 7 年 7 月 29 日）
財務省関東財務局前橋財務事務所
- 8 群馬県における生活保護と最低賃金の比較
- 9 申出書（特定最低賃金関係）
「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業」ほか 3 件

群馬地方最低賃金審議会
群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和7年7月29日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	小 淵 紀 久 男	(株) 上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	西 川 静 華	高崎経済大学准教授
	米 本 清	高崎経済大学教授
労働者代表	松 葉 卓 也	S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員
	村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
	山 村 康 郎	J A M 北関東群馬県連絡会会長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	(一社) 群馬県経営者協会専務理事
	宇 井 正 典	アサヒライズ (株) 代表取締役社長
	金 井 浩	三山鋼機株式会社 代表取締役社長

今、労働者の実質賃金は下がり続けている。石破首相は、賃上げを強化すると言ったけれど、賃上げは政府が行うものでなく労使の力関係であり、まったくの空手形である。

今年の春闘でも、大手企業での賃上げは5桁回答が続出していた。だが、日本の8割以上を占める中小企業では、賃上げすらできない状況が続いている。これら中小企業では、労働力不足や人件費の高騰に外国人労働者等を雇い凌いでいるのが現状である。この現象は、大企業の要望を聞いてきた政府の労働政策が、30年も賃金が上がらない日本にしてきた大きな原因である。一方、生活に影響する物価高はとまらず、米騒動にも発展した。日本人の主食であるコメすら口にできない事象も政府の失政に他ならない。

この状況下、各政党も物価高に対する生活安定のカギは消費税を減税することと強調した。しかし、現政権は消費税温存の方針を変えず、国民意識と大きな隔たりを広げた。その結果、7月に行われた参議院選挙では大敗を喫した。今まで与党は、消費税減税をめぐり予算がないと減税を拒否してきた。一方で、裏金事件の解明もせず、海外へのパラマキや軍拡などで、血税を湯水のように使っている矛盾が、国民感情を逆なでした結果が選挙結果にあらわれた一因と言える。

7月14日に行われた第464回群馬県最低賃金審議会では、群馬県山本知事が最賃引き上げ要請を審議会に行ったことは画期的である。同時に群馬県としても賃上げを行った企業に対して支援を行う企画も立ち上げたと言った前向きな発言もあった。

私たち全労連傘下の組合は、最低賃金が地方により大きな格差があることに焦点を当て、全労連が地方労連と一体となり、どれだけあれば憲法25条の示す最低限の生活ができるのかを調査をしてきた。これは、最低生計費資産調査といい、弁護士会の要請文中にも書かれているものである。調査の結果は、当初時給約1,500円という額となっていたが、この物価高の影響を受け再試算したところでは1,700円に上がっている。

今、私たちの提案は、早急に全国一律で時給1,500円に引き上げること。同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることである。労働者の懐を温めることにより、消費購買力をアップさせることこそ、経済をまわす必要な対処である。他国においては最低生活保障＝最低賃金としている。言い換えれば、生活できない水準ではないということ。日本の最低賃金額で1年間働いても、ワーキングプアの領域を脱しないという中身では駄目だと思ふべきである。アメリカの自動車産業では、時給30ドル（約4,500円）にする労使協定を結んでいる。欧州も時給2,000円が当たり前となってきた中、日本においても最低賃金引き上げの議論が活発に行われるべきと考える。そのためには、中小企業の経済力をアップさせる政策と援助はかかせない。

少子化が叫ばれているが、大本は子供を産み育てる生活レベルにないということである。これを打開するためにも最低賃金の引き上げが重要視されなければならない。ぜひ、今回の改正ではこの点を重視して検討していただきたい。

以上

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [REDACTED]
中央書記長 [REDACTED]

2025 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約 7 割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,500 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2025 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の米価高騰などの急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、群馬県の最低賃金は 985 円となりました。しかし、1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 16 万円程度、年収では 190 万程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。また、コープネットグループ労働組合の組合員では、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係で、社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給 1,500 円以上にして欲しい」という要望が短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

さらに、社会保険に加入している非正規労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1 日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 暮らしの実態について

物価高でさらに高騰して一時金や給料だけではやっていけません。子どもがいる家庭ではさらにお金が出ていく一方です。電気、ガソリン、全ての物価が高い。米の高値が一番苦しい。物価の高さを実感しています。給料が上がってもこれに追い付いていない。これからの生活が心配です。

買い物をして生活に必要なものほど値上げをされていていつもの買い物の支払いが 2000 円ぐらい上がっている気がします。物を売る企業も値段を上げないとやって行けないと言うのなら、買う側の賃金も同じ様に上げてもらわなければ生活が出来ないのは当然です。

3. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

埼玉県労働組合連合会が 2024 年に実施した最低生計費試算調査では、25 歳単身者が 1 日 8 時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。6 年前に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。

群馬県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。昨年の徳島県地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申した目安額を 34 円も上回る額で最低賃金の引き上げ額を決定しました。今年は群馬県知事が国の中央最低賃金審議会が示す全国一律の引き上げ幅を目安に「大幅な上乘せ」を求める要望書を提出したと報道されています。徳島県にできたことが群馬県でできない理由はありません。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、群馬県の最低賃金を 1,500 円としていただくようお願いいたします。

以上

2025 年 7 月 29 日

群馬労働局長 上野 康博 局長 様
群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [REDACTED]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金の向上及び改善にご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、医療介護・福祉現場で働く労働者の賃金・労働条件の大幅改善が必要と考え、賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

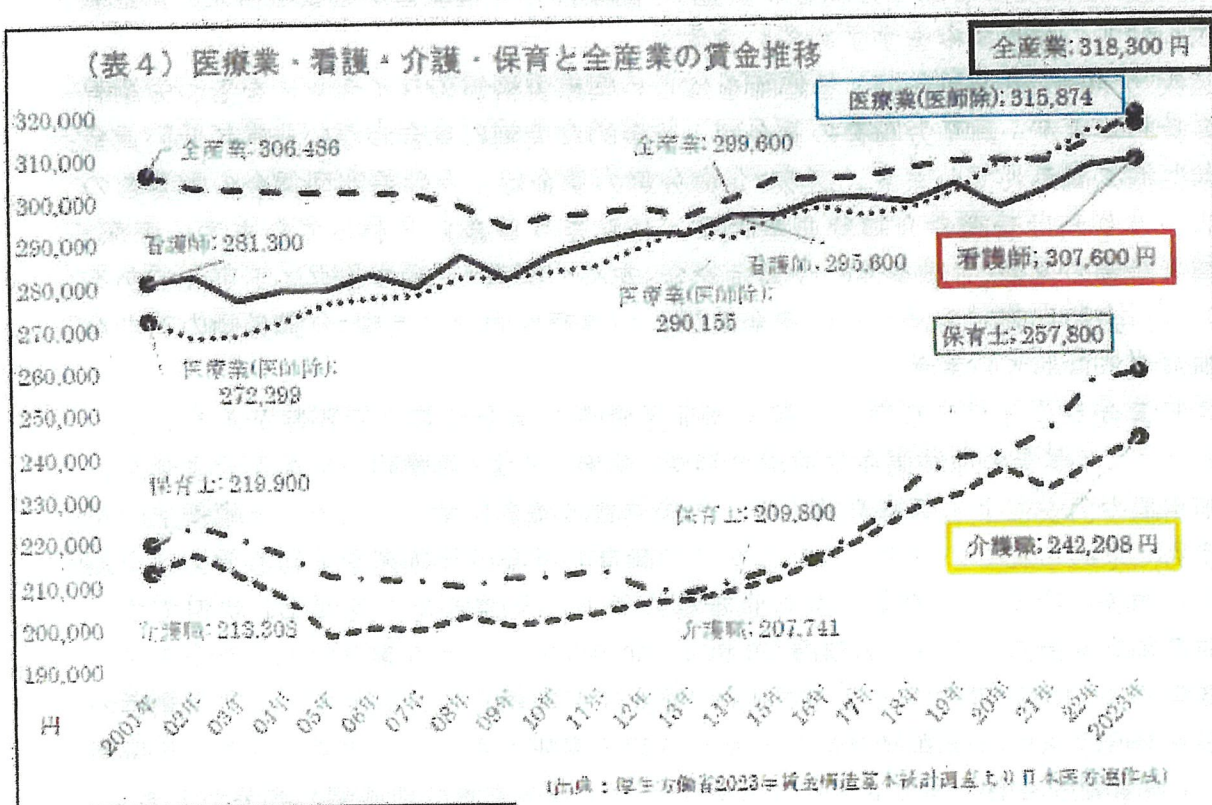
医療・介護・福祉現場には、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数いますが、働く労働者の賃金は、社会的な役割に見合わない非常に低い賃金水準に据え置かれています。医療・介護分野の賃金は、女性差別型賃金の影響をのこし、とりわけ看護や介護は典型的な「ねたきり賃金」となっています。医療・介護労働者の賃金・労働条件の改善は安全・安心の医療・介護の確立に不可欠であること「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現に向けて医療・介護労働の正当な評価が求められています。

最低賃金引き上げが医療・介護・福祉労働者の賃金改善と相関性があること、くわえて、従事者の地域偏在や流出の解消、確保・定着・離職防止に欠かせません。物価高騰や円安による影響が続く中、生活実感は確実に厳しくなり、大幅賃上げが必然的に求められています。しかしケア労働者の賃金は物価高を上回る賃上げを獲得した組合は少なく、残念ながら他産業の賃上げ水準に全く及ばない状況です。定期昇給分を含めても 2.0%程度(平均 3,800 円)にとどまる賃上げにしかならず、他産業で 5~10%(平均 1 万 2,000 円)の賃上げが実現している中で、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。また、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

毎年の地域最賃で働かされているケア労働者が多くいます。これでは生活が出来ず、家族を養えず、子育てができないために離職が止まりません。現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっています。群馬県の高齢化率は 2022 年で 31.0%と全国平均よりも上回っています。それに対し、群馬県の介護職員数は、2026 年度に 1947 人不足、高齢化がピークに達するとされる 2040 年度には 7,845 人不足の見通しが報道されました(2024 年 9 月 7 日付、上

毛新聞)。県内の介護福祉士養成施設では、入学者の減少が続き新卒の介護福祉士の採用が年々困難となっています。23年度は県内10カ所の養成施設で定員480人に対して一般入学者数は129人と定員充足率は26.9%と3割にも満たない状況です。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。

まずは、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げすることが、人手不足の解消の一步です。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

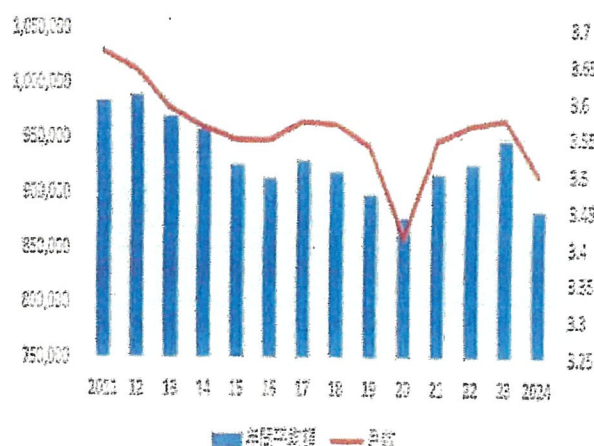


日本医労連・年間一時金推移【最終】

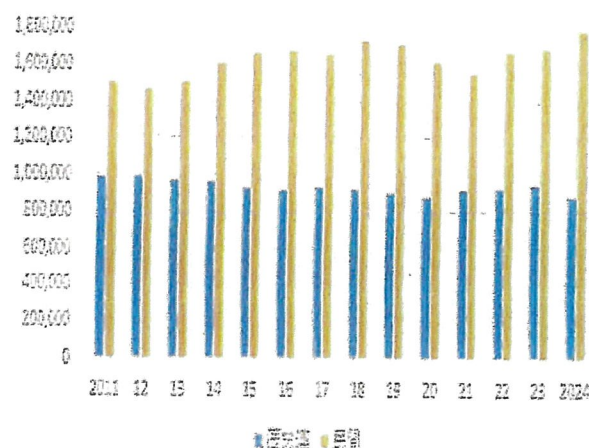
2025/3/7 15:16

年度	日本医労連・年間一時金推移								前年実績との比較		民間主要企業(厚労省)			医労連との比較	
	夏季面談			年末面談			年間合計		年間合計		夏季	年末	年間合計		
	引出	月数	平均額	引出	月数	平均額	月数	平均額	月数	平均額					
2024	52.9%	1,650	408,205	61.5%	1,850	478,165	3,500	884,330	-0.077	-67,523	885,754	891,430	1,730,211	-45,881	
2023	50.9%	1,682	424,573	52.5%	1,695	523,334	3,377	947,912	0.009	21,516	845,557	843,545	1,655,162	-72,750	
2022	53.4%	1,582	422,098	57.5%	1,906	504,304	3,558	926,397	0.025	9,112	832,340	842,873	1,675,313	-74,917	
2021	75.6%	1,327	415,847	95.4%	1,909	509,033	3,540	917,255	0.132	34,707	773,542	722,199	1,555,330	-32,915	
2020	77.0%	1,579	393,395	95.3%	1,635	479,189	3,414	877,578	-0.124	-30,470	623,171	736,480	1,614,521	-47,057	
2019	77.3%	1,635	457,390	81.3%	1,891	426,785	3,526	884,045	-0.011	-11,431	842,453	868,604	1,714,057	-30,012	
2018	57.4%	1,553	466,855	82.7%	1,917	512,811	3,570	919,469	-0.004	-2,971	870,731	882,956	1,733,717	-14,248	
2017	77.7%	1,641	415,719	82.3%	1,931	513,621	3,574	929,340	0.027	16,514	825,153	820,625	1,653,778	-74,437	
2016	63.1%	1,333	404,233	84.5%	1,614	503,589	3,547	912,825	0.001	-11,910	843,577	830,609	1,674,166	-31,340	
2015	79.5%	1,523	426,343	91.2%	1,925	555,180	3,548	925,436	-0.073	-32,301	825,292	890,434	1,682,723	-77,287	
2014	87.4%	1,539	423,204	92.1%	1,923	524,598	3,566	947,740	-0.017	-11,399	806,352	803,632	1,601,231	-46,509	
2013	94.0%	1,553	442,290	93.5%	1,910	527,049	3,533	969,073	-0.051	-18,571	846,334	761,334	1,557,033	-41,040	
2012	72.0%	1,592	445,391	70.7%	1,953	543,600	3,144	954,915	-0.027	-4,481	828,245	739,295	1,425,610	-52,295	
2011	52.4%	1,697	452,131	60.4%	1,972	552,335	3,679	954,446			747,167	761,234	1,509,493	-52,047	
2012平均	61.3%	1,551	462,214	1,514	512,612	3,566	935,025								

日本医労連・年間一時金推移



民間主要企業(厚労省)との年間一時金比較



2025年 7月29日

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [REDACTED]

群馬地方最低賃金審議会への意見書

私は、県内の地方公務員及び公務関係労働者でつくる「群馬県自治体一般労働組合」委員長の團原敬です。7月14日の群馬地方最低賃金審議会を傍聴しました。山本一太知事が最低賃金の引上げを求める要請書を読み上げたことに驚きました。

理由は、明確です。中央最低賃金審議会が2025年度にまとめた引上げ目安50円について、山本知事は同年の7月の記者会見で「最低賃金が関東の中で低いからといって問題視するつもりはない」と述べました。しかし、先月の審議会で知事はその発言を一変させたからです。知事は現在の県最低賃金について「地域経済の実態と乖離したもので、人材流失を引き起こす懸念もある。早急に解消すべき問題だ」として、今年度の目安額に大幅な上乘せを求めました。このことは、最低賃金引上げを求める県民の世論と運動に知事が応えたものと考えられます。

私たちは今年の春から、群馬県で「健康で文化的な生活」をするために必要な最低限の月給及び時給の水準を科学的に明らかにしようと、「最低生計費試算調査」をすすめてきました。具体的には、41項目での生活実態調査、265項目にわたる持ち物調査、価格調査なども行い、「健康で文化的な生活」を営むためには、必要な賃金はいくらなのか、その検討・分析をすすめています。この調査は、静岡県立大学短期大学部准教授の中澤秀一先生の監修のもとで実施しています。

調査票のアンケートに答えた男性は言いました。1990年代の就職氷河期を経験した50歳です。「安定した就職先を見つけることに苦労した時期がありました。友人と買い物をしたこと、旅行したこと、いろいろなことを思い出しました。この先どうなるのかな、などと将来のことも考えました。書き終えて、ほっとしましたが、ゆとりのない生活が続いているんだな、と少し寂しい気にもなりました」と記述しています。

今、群馬県民の意識動向に大きな変化がみられます。それは、昨年2月の前橋市長選、今年春の東毛地域での首長選挙、そして、今回の参議院選挙の結果にも表れています。現状に大きな不安・不満を持ち、打開の方向を求め、模索しています。

25「骨太方針」は、「賃上げこそ成長戦略の要」として賃上げ求めています。字面だけにしはなりません。地方審議会を公開で運営し、ただちに県最低賃金を1500円とし、全国一律の最低賃金の創設を国に提言すべきです。

最後に、県経済の発展にとって、県最低賃金の大幅引上げが有効であることを強調し、陳述とします。

ご清聴、ありがとうございました。

2025年7月29日

群馬地方最低賃金審議会 御中

前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,500円以上に引上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. 日本の実質賃金は2024年で前年比0.5%減、3年連続マイナスとなり、2025年4月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月1.8%減、4カ月連続のマイナスです。「高水準だった春闘での賃上げが反映され始めたものの、米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況が続いている」と報道されています。こうしたなかで、政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金については「2020年代に全国平均1,500円」の実現を掲げたことに、私たちは注目しています。

賃上げを日本の経済成長の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換し、GDPの6割を占める個人消費の確実な拡大、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、働けば、人間らしく暮らすことに足る最低生計費を明確にし、その実現のための審議を群馬地方最低賃金審議会に求めるものです。それが、生存権を保障することで経済の安定をはかることを目的とする最低賃金法の役割だと考えます。

ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとなってはいますが、最賃近傍で働く労働者の生活は改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。最低賃金法の目的である「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。第1は、あまりにも低額で自立して生活できないこと、第2には、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったこと、第3は、中小企業支援が脆弱であることです。

2. 第1のあまりにも低額で生活できないことについて述べます。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国27都道府県で約5万人の協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円の結果が出ており、1,500円でも足りない状況が示されています。（別紙資料参照）

これに比して、群馬県の最低賃金額985円は約6割であり、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとはいえない状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1,500円以上に引上げることを強く求めます。

また、海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア2,411円、イギリス2,216円、アメリカのワシントン州では2,421円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。

改めて、働くことで、人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、それにふさわしい最低賃金額とするため、これまでの延長線上ではない答申を求めます。

3. 最低賃金の第2の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。このことは山本県知事の先日の意見陳述でも述べているとおりです。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

4. 第3の中小企業支援が脆弱であることについて述べます。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,500円以上に引上げ、1,700円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の7割が中小企業で働いています。この中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金が上がらないことを正当化する理由になっています。しかし、低迷する日本経済を立て直すために、「賃金が上がる国」への転換を図ること、労働者国民の所得の底上げで、GDPの6割を占める個人消費拡大を経済政策の基調とすることへの転換が必要です。政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況になっています。政府、政治にできることが最低賃金の抜本的引き上げによる賃金の底上げです。

群馬地方最低賃金審議会が、議論のうえ、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者が生活改善を実感でき、将来に展望が見える大幅な引き上げ答申を出していただくことを求めます。また、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

5. 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1,500円以上、全国一律制の実現は、

非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

6. 最後に、審議会の運営についてのお願いです。専門部会も含めて審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを求めます。

以上

最低生計費試算調査の結果

※ 22年、23年調査は物価高騰分を加味し再試算した結果

2025年7月3日現在

調査年	調査地（市）	月額	時給
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
	青森市	249,534	1,664
	秋田市	253,580	1,691
	盛岡市	258,003	1,720
	山形市	252,566	1,684
	仙台市	260,006	1,733
	福島市	255,344	1,702
	高知市	249,699	1,665
23年	岐阜市	247,759	1,652
	京都市	263,121	1,754
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	名古屋市	270,906	1,806
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	北区	285,034	1,900
	静岡市	285,596	1,904

物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし

1500円台 なし 1800円台 6市

1600円台 8市 1900円台 2市・区

1700円台 8市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が借家で独居するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスク代なども含めている。人間らしい生活を想定した額。ぎりぎりの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査を再試算されている。※ 月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

表 1 主要材料消耗量及单位消耗量

单位：m³、kg、m、t

工程名称：XX工程

序号	材料名称	规格	单位	消耗量
1	砂	中砂	m³	100
2	石子	4-8mm	m³	100
3	水泥	42.5	t	100
4	钢筋	Φ12	t	100
5	木材	20#	m³	100
6	砖	240×115×53	m³	100
7	石灰	III级	t	100
8	石膏	1200×600×9.5	m²	100
9	油漆	防锈漆	kg	100
10	涂料	乳胶漆	m²	100
11	腻子	107	m²	100
12	砂浆	1:3	m³	100
13	混凝土	C20	m³	100
14	卵石	20mm	m³	100
15	碎石	40mm	m³	100
16	水泥	42.5	t	100
17	钢筋	Φ12	t	100
18	木材	20#	m³	100
19	砖	240×115×53	m³	100
20	石灰	III级	t	100
21	石膏	1200×600×9.5	m²	100
22	油漆	防锈漆	kg	100
23	涂料	乳胶漆	m²	100
24	腻子	107	m²	100
25	砂浆	1:3	m³	100
26	混凝土	C20	m³	100
27	卵石	20mm	m³	100
28	碎石	40mm	m³	100
29	水泥	42.5	t	100
30	钢筋	Φ12	t	100
31	木材	20#	m³	100
32	砖	240×115×53	m³	100
33	石灰	III级	t	100
34	石膏	1200×600×9.5	m²	100
35	油漆	防锈漆	kg	100
36	涂料	乳胶漆	m²	100
37	腻子	107	m²	100
38	砂浆	1:3	m³	100
39	混凝土	C20	m³	100
40	卵石	20mm	m³	100
41	碎石	40mm	m³	100
42	水泥	42.5	t	100
43	钢筋	Φ12	t	100
44	木材	20#	m³	100
45	砖	240×115×53	m³	100
46	石灰	III级	t	100
47	石膏	1200×600×9.5	m²	100
48	油漆	防锈漆	kg	100
49	涂料	乳胶漆	m²	100
50	腻子	107	m²	100
51	砂浆	1:3	m³	100
52	混凝土	C20	m³	100
53	卵石	20mm	m³	100
54	碎石	40mm	m³	100
55	水泥	42.5	t	100
56	钢筋	Φ12	t	100
57	木材	20#	m³	100
58	砖	240×115×53	m³	100
59	石灰	III级	t	100
60	石膏	1200×600×9.5	m²	100
61	油漆	防锈漆	kg	100
62	涂料	乳胶漆	m²	100
63	腻子	107	m²	100
64	砂浆	1:3	m³	100
65	混凝土	C20	m³	100
66	卵石	20mm	m³	100
67	碎石	40mm	m³	100
68	水泥	42.5	t	100
69	钢筋	Φ12	t	100
70	木材	20#	m³	100
71	砖	240×115×53	m³	100
72	石灰	III级	t	100
73	石膏	1200×600×9.5	m²	100
74	油漆	防锈漆	kg	100
75	涂料	乳胶漆	m²	100
76	腻子	107	m²	100
77	砂浆	1:3	m³	100
78	混凝土	C20	m³	100
79	卵石	20mm	m³	100
80	碎石	40mm	m³	100
81	水泥	42.5	t	100
82	钢筋	Φ12	t	100
83	木材	20#	m³	100
84	砖	240×115×53	m³	100
85	石灰	III级	t	100
86	石膏	1200×600×9.5	m²	100
87	油漆	防锈漆	kg	100
88	涂料	乳胶漆	m²	100
89	腻子	107	m²	100
90	砂浆	1:3	m³	100
91	混凝土	C20	m³	100
92	卵石	20mm	m³	100
93	碎石	40mm	m³	100
94	水泥	42.5	t	100
95	钢筋	Φ12	t	100
96	木材	20#	m³	100
97	砖	240×115×53	m³	100
98	石灰	III级	t	100
99	石膏	1200×600×9.5	m²	100
100	油漆	防锈漆	kg	100

注：1. 本表所列材料消耗量，是根据现行定额规定的材料消耗量，结合工程实际情况，经测算确定的。
2. 本表所列材料消耗量，仅供参考，不作为工程结算的依据。
3. 本表所列材料消耗量，如有变更，应及时通知有关单位。

编制人：XXX
审核人：XXX
批准人：XXX
编制日期：XXXX年XX月XX日
审核日期：XXXX年XX月XX日
批准日期：XXXX年XX月XX日



最低賃金全国一律制度の法改正と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に
引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2025年7月29日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

1,925筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10



令和 7 年 7 月 23 日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人群馬県タクシー協会
会 長

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が約 85%、従業員数 300 人以下の企業が、約 99% となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の

観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省
群馬労働局発表
令和7年8月1日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 橋爪 由紀
地方労働市場情報官 天田 久徳

労働市場速報(令和7年6月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.28 倍【全国 15 位／全国 1.22 倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.30 倍【全国 17 位／全国 1.24 倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.08 倍【全国 17 位／全国 0.98 倍】前年同月 1.03 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.16 倍 (前月: 2.06 倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	33,278 人	▲ 2.3 %	▲ 769 人	28か月連続の減少
有効求職者数	28,150 人	1.7 %	469 人	3か月ぶりの増加
新規求人数	11,766 人	1.7 %	202 人	9か月ぶりの増加
新規求職者数	5,625 人	9.9 %	505 人	5か月ぶりの増加

- ・ 求人数は前年同月比で新規は増加・有効は減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに増加
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は3か月連続の減少

～産業別新規求人数～

新規求人数		6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
全産業		11,766 人	1.7 %	202 人	9か月ぶりの増加
主な産業	建設業	1,089 人	0.1 %	1 人	2か月連続の増加
	製造業	1,653 人	▲ 8.0 %	▲ 144 人	2か月連続の減少
	情報通信業	71 人	▲ 7.8 %	▲ 6 人	3か月ぶりの減少
	運輸業・郵便業	825 人	47.3 %	265 人	2か月連続の増加
	卸売・小売業	1,581 人	▲ 17.4 %	▲ 334 人	6か月連続の減少
	宿泊・飲食サービス	714 人	▲ 5.7 %	▲ 43 人	5か月連続の減少
	医療・福祉	3,016 人	1.8 %	52 人	3か月ぶりの増加
	サービス業	1,280 人	22.4 %	234 人	4か月連続の増加

総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月		令和7年	令和7年	令和6年	対前月増減率	対前年同月増減	季節調整値対前月
項目		6月	5月	6月	(%)	率、差(%、ポイント)	増減率、差(%、ポイント)
全数	新規求職者数(人)	5,625	6,096	5,120	▲ 7.7	9.9	▲ 0.4
	新規求人数(人)	11,766	11,563	11,564	1.8	1.7	4.9
	新規求人倍率(倍)	2.16	2.06	2.26	—	▲ 0.10	0.10
	月間有効求職者数(人)	28,150	28,232	27,681	▲ 0.3	1.7	1.7
	月間有効求人数(人)	33,278	33,157	34,047	0.4	▲ 2.3	▲ 0.0
	有効求人倍率(倍)	1.28	1.30	1.33	—	▲ 0.05	▲ 0.02
	うち常用(倍)	1.23	1.21	1.21	—	0.02	—
		1.06	1.06	1.19	—	▲ 0.13	—
	就職件数(件)	1,509	1,605	1,472	▲ 6.0	2.5	—
	正社員有効求人倍率(倍)	1.08	1.06	1.03	—	0.05	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載しています。
2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)によります。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目			新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差(人)
			全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート	全数
					うち常用				うち常用		
全 産 業			11,766	7,184	6,891	4,582	1.7	6.1	7.2	▲ 4.3	202
産 業 別	建 設 業		1,089	1,011	1,011	78	0.1	▲ 1.0	▲ 1.0	16.4	1
	製 造 業		1,653	1,225	1,202	428	▲ 8.0	▲ 6.8	▲ 6.9	▲ 11.4	▲ 144
	主 な 業 内 訳	食 料 品	319	189	185	130	▲ 17.1	▲ 7.4	▲ 3.1	▲ 28.2	▲ 66
		プラスチック製品	122	79	73	43	16.2	25.4	15.9	2.4	17
		金 属 製 品	121	102	98	19	▲ 24.8	▲ 19.7	▲ 20.3	▲ 44.1	▲ 40
		はん用機械器具	113	100	100	13	▲ 28.0	▲ 21.3	▲ 21.3	▲ 56.7	▲ 44
		生産用機械器具製造業	93	80	80	13	▲ 1.1	▲ 9.1	▲ 9.1	116.7	▲ 1
		業務用機械器具製造業	32	25	25	7	▲ 27.3	▲ 24.2	▲ 24.2	▲ 36.4	▲ 12
		電 気 機 械 器 具	141	93	89	48	20.5	▲ 2.1	0.0	118.2	24
		輸送用機械器具	250	224	224	26	▲ 29.2	▲ 28.7	▲ 28.7	▲ 33.3	▲ 103
		情 報 通 信 業	71	58	58	13	▲ 7.8	▲ 3.3	▲ 3.3	▲ 23.5	▲ 6
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	825	667	621	158	47.3	47.9	46.5	45.0	265	
	卸 売 ・ 小 売 業	1,581	808	804	773	▲ 17.4	▲ 9.0	▲ 8.5	▲ 24.7	▲ 334	
	宿泊業・飲食サービス業	714	195	189	519	▲ 5.7	13.4	13.2	▲ 11.3	▲ 43	
	医 療 ・ 福 祉	3,016	1,640	1,535	1,376	1.8	4.9	8.7	▲ 1.8	52	
	サ ー ビ ス 業	1,280	862	766	418	22.4	50.4	57.3	▲ 11.6	234	

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目 年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
令和2年度	6,116	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,447	11.2	31,223	▲ 20.0	1.18	1,648	407
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,420	▲ 0.1	34,858	11.6	1.32	1,720	414
令和4年度	5,916	▲ 1.1	13,369	8.7	2.26	26,077	▲ 1.3	38,659	10.9	1.48	1,657	398
令和5年度	5,719	▲ 3.3	12,656	▲ 5.3	2.21	26,212	0.5	36,682	▲ 5.1	1.40	1,560	395
令和6年度	5,677	▲ 0.7	12,088	▲ 4.5	2.13	26,296	0.3	35,079	▲ 4.4	1.33	1,491	388
6年 6月	5,120	▲ 9.5	11,564	▲ 3.5	r 2.26	27,681	0.6	34,047	▲ 4.9	1.33	1,472	339
7月	5,493	7.1	12,127	▲ 3.1	r 2.11	26,832	2.7	33,910	▲ 5.5	r 1.33	1,531	422
8月	4,982	▲ 7.7	11,246	▲ 12.8	r 2.09	25,815	▲ 0.4	33,691	▲ 6.8	r 1.33	1,333	409
9月	5,685	2.7	12,753	1.3	r 2.19	26,144	0.3	35,052	▲ 4.3	r 1.33	1,349	372
10月	5,803	▲ 1.3	13,311	▲ 1.9	2.13	26,695	0.8	36,144	▲ 4.0	1.33	1,596	431
11月	4,778	▲ 3.8	11,305	▲ 5.5	r 2.05	25,760	0.0	35,926	▲ 2.2	r 1.34	1,441	386
12月	4,444	▲ 0.1	11,912	▲ 2.2	r 2.24	24,214	▲ 0.9	35,479	▲ 3.6	r 1.33	1,336	390
7年 1月	6,129	0.2	12,865	▲ 5.1	2.07	24,726	▲ 0.3	35,113	▲ 4.0	1.32	1,253	322
2月	5,585	▲ 3.4	12,198	▲ 7.5	2.13	25,343	▲ 0.4	35,821	▲ 5.0	1.31	1,477	361
3月	5,746	▲ 3.3	11,834	▲ 2.4	2.29	26,177	0.2	35,612	▲ 4.6	1.33	1,839	437
4月	7,862	▲ 0.1	11,449	▲ 6.4	2.00	27,827	▲ 0.1	33,841	▲ 5.0	1.31	1,681	387
5月	6,096	▲ 6.0	11,563	▲ 1.3	2.06	28,232	▲ 0.3	33,157	▲ 4.0	1.30	1,605	400
6月	5,625	9.9	11,766	1.7	2.16	28,150	1.7	33,278	▲ 2.3	1.28	1,509	401

(注) 1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和7年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。

3. 受給者は雇用保険受給者を表します。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

項目 年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
令和3年度	1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
令和4年度	1,545	2.8	5,561	▲ 5.4
令和5年度	1,564	1.2	5,811	4.5
令和6年度	1,566	0.1	5,922	1.9
6年 6月	1,546	▲ 4.9	5,986	▲ 1.3
7月	1,551	9.1	6,792	7.0
8月	1,360	▲ 6.1	6,586	0.2
9月	1,439	▲ 6.8	6,458	4.6
10月	1,700	1.2	6,365	2.4
11月	1,379	▲ 2.4	5,709	▲ 3.2
12月	1,101	▲ 4.3	5,742	3.7
7年 1月	1,457	4.4	5,657	1.3
2月	1,453	2.0	5,414	1.8
3月	1,357	0.2	5,313	4.1
4月	2,137	▲ 6.3	5,274	▲ 0.2
5月	2,149	▲ 0.8	5,833	1.4
6月	1,580	2.2	6,336	5.8

第5表 全国の主要指標

項目 年月	全国有効 求人倍率 (季節 調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
		(万人)	完全失業率 (季節調整 値)
令和2年度	1.10	198	2.9
令和3年度	1.16	191	2.8
令和4年度	1.31	178	2.6
令和5年度	1.29	178	2.6
令和6年度	1.25	175	2.5
6年 6月	r 1.24	181	2.5
7月	r 1.25	188	r 2.6
8月	r 1.24	175	2.5
9月	r 1.25	173	2.4
10月	1.25	170	2.5
11月	1.25	164	2.5
12月	1.25	154	r 2.5
7年 1月	1.26	163	2.5
2月	1.24	165	2.4
3月	1.26	180	2.5
4月	1.26	188	2.5
5月	1.24	183	2.5
6月	1.22		

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。

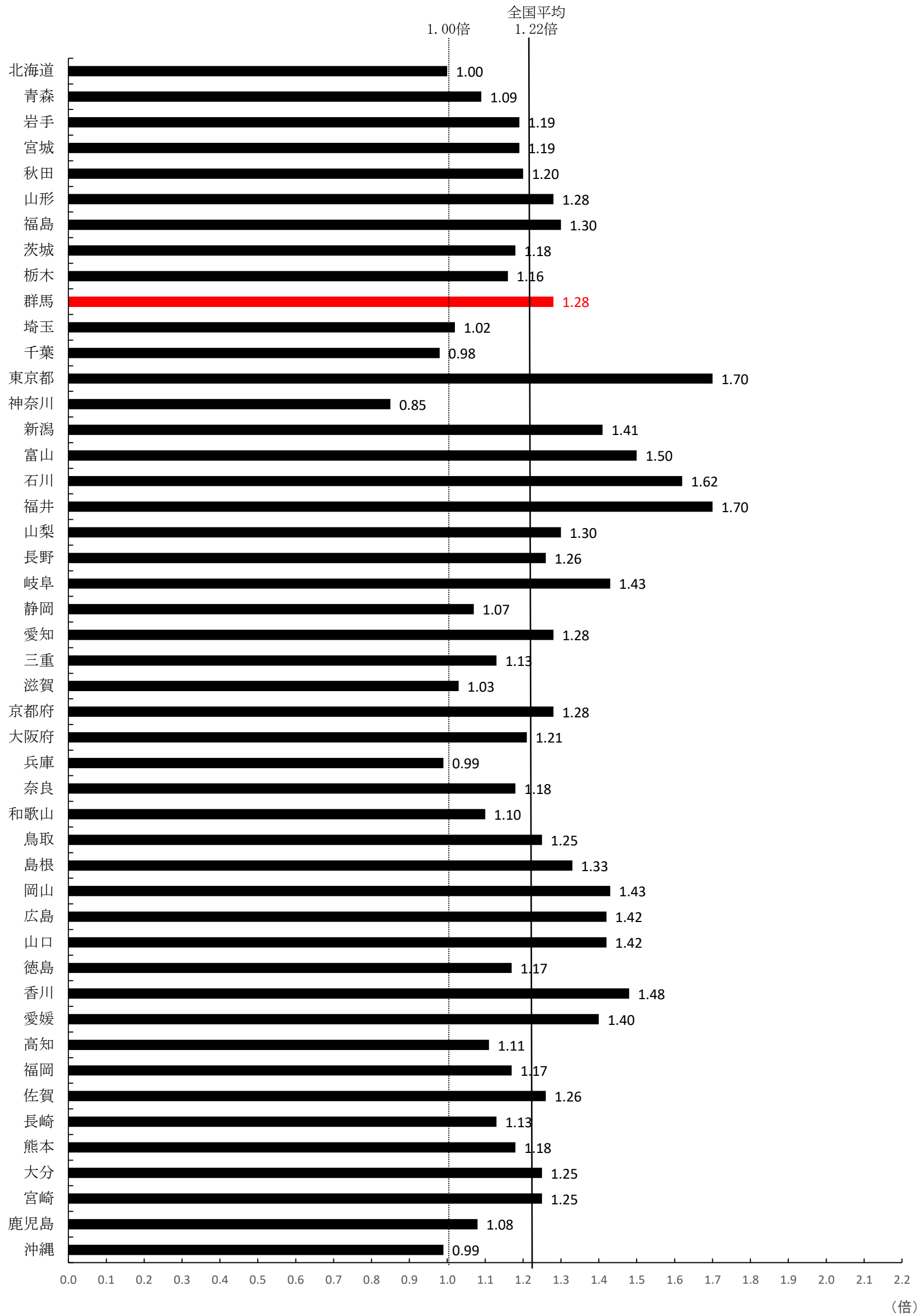
3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査によります。

4. r は令和7年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。

5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得ます。

6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
(新規学卒者を除きパートタイムを含む)
令和7年6月 全国平均1.22 [原数値1.14倍]



(注) 1 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定されます。
2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

前月との比較(令和7年6月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
有効求人	34,321 人	▲ 0.0 %
有効求職	26,894 人	1.7 %
有効求人倍率	1.28	▲ 0.02 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
新規求人	12,481 人	4.9 %
新規求職	5,766 人	▲ 0.4 %
新規求人倍率	2.16	0.10 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

群馬労働局職業安定部職業安定課									
	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
7年6月	1.7	0.1	▲ 8.0	▲ 7.8	47.3	▲ 17.4	▲ 5.7	1.8	22.4
7年5月	▲ 1.3	1.4	▲ 7.5	24.2	4.6	▲ 8.4	▲ 2.7	▲ 3.5	6.4
7年4月	▲ 6.4	▲ 1.0	5.4	26.1	▲ 18.0	▲ 14.6	▲ 10.3	▲ 9.8	10.3
7年3月	▲ 2.4	▲ 14.0	1.5	▲ 12.2	23.0	▲ 1.5	▲ 37.3	0.1	16.1
7年2月	▲ 7.5	▲ 6.2	5.2	▲ 27.6	▲ 15.8	▲ 3.9	▲ 13.1	▲ 9.4	▲ 15.2
7年1月	▲ 5.1	2.8	▲ 13.2	41.2	13.8	▲ 3.9	18.9	▲ 17.8	21.2
6年12月	▲ 2.2	▲ 13.5	▲ 9.4	▲ 29.4	▲ 3.7	12.7	▲ 24.4	1.9	5.0
6年11月	▲ 5.5	▲ 15.2	2.6	5.9	▲ 3.2	▲ 7.4	▲ 27.4	▲ 4.3	▲ 12.8
6年10月	▲ 1.9	19.0	14.1	3.9	30.6	▲ 6.2	15.2	▲ 17.7	▲ 8.7
6年9月	1.3	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 6.5	▲ 7.8	13.6	▲ 4.8	13.3	5.3
6年8月	▲ 12.8	▲ 19.3	6.6	14.1	▲ 17.5	▲ 24.5	▲ 26.8	▲ 17.1	▲ 14.4
6年7月	▲ 3.1	0.9	▲ 5.0	▲ 24.2	37.1	▲ 7.7	▲ 21.1	▲ 2.2	▲ 9.9
6年6月	▲ 3.5	▲ 16.2	▲ 11.4	▲ 31.9	▲ 13.4	11.2	0.4	5.3	▲ 7.4
6年5月	▲ 8.5	▲ 13.3	▲ 8.6	▲ 41.1	▲ 33.2	▲ 1.7	▲ 24.0	▲ 7.6	▲ 3.6
6年4月	▲ 2.2	11.9	▲ 2.6	▲ 37.3	37.1	▲ 15.2	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 14.3
6年3月	▲ 5.9	▲ 9.5	▲ 25.9	▲ 16.3	▲ 15.4	11.9	30.8	▲ 8.8	▲ 4.6
6年2月	▲ 1.8	▲ 10.5	▲ 9.5	▲ 26.9	▲ 27.9	7.4	▲ 43.8	▲ 2.0	35.6
6年1月	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 8.0	▲ 42.4	▲ 6.9	▲ 17.3	▲ 3.0	10.0	▲ 6.7
5年12月	▲ 5.5	▲ 13.9	▲ 19.7	▲ 5.6	8.8	▲ 2.0	39.2	1.7	▲ 11.1
5年11月	▲ 8.5	▲ 12.9	▲ 16.6	▲ 18.3	▲ 40.5	1.3	▲ 32.9	▲ 7.8	23.5
5年10月	▲ 2.2	▲ 7.7	▲ 1.1	▲ 17.7	▲ 20.4	▲ 15.6	▲ 17.2	6.4	14.6
5年9月	▲ 8.4	▲ 13.2	▲ 14.9	▲ 8.9	▲ 5.9	▲ 2.4	1.6	▲ 8.9	▲ 14.2
5年8月	▲ 7.8	2.9	▲ 32.2	▲ 26.4	▲ 21.4	▲ 7.8	▲ 29.4	6.2	8.7
5年7月	▲ 5.6	▲ 8.6	▲ 17.4	▲ 32.6	▲ 32.1	5.2	2.3	▲ 3.3	7.4

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

	【製造業全体】 (%)	食 料 品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金 属 製 品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
7年6月	▲ 8.0	▲ 17.1	16.2	▲ 24.8	▲ 28.0	▲ 1.1	▲ 27.3	20.5	▲ 29.2
7年5月	▲ 7.5	26.7	▲ 9.9	24.5	▲ 29.4	18.4	▲ 37.5	▲ 17.2	▲ 0.4
7年4月	5.4	▲ 2.2	46.9	▲ 4.7	32.1	79.6	▲ 2.6	▲ 22.5	▲ 42.2
7年3月	1.5	22.6	10.8	▲ 16.0	2.3	▲ 18.8	▲ 34.0	45.5	▲ 5.0
7年2月	5.2	21.4	11.1	▲ 13.3	▲ 29.1	180.7	57.1	▲ 6.5	17.3
7年1月	▲ 13.2	▲ 11.9	▲ 7.4	▲ 34.4	24.0	▲ 43.2	95.8	▲ 33.8	▲ 22.1
6年12月	▲ 9.4	▲ 9.4	▲ 1.2	▲ 5.2	11.5	▲ 23.3	▲ 9.3	23.7	▲ 8.2
6年11月	2.6	▲ 18.5	28.6	▲ 7.6	4.5	65.2	▲ 20.5	▲ 19.8	25.0
6年10月	14.1	22.7	4.6	▲ 18.2	▲ 21.8	143.4	17.2	▲ 38.1	2.4
6年9月	▲ 8.9	▲ 12.2	▲ 11.7	▲ 12.7	1.1	71.2	▲ 22.4	▲ 0.8	▲ 5.8
6年8月	6.6	▲ 39.2	22.6	8.1	2.2	145.9	8.9	48.2	51.5
6年7月	▲ 5.0	8.1	▲ 23.0	15.1	5.2	▲ 46.1	65.2	▲ 32.5	▲ 24.0
6年6月	▲ 11.4	20.3	▲ 40.3	▲ 30.0	▲ 7.1	▲ 12.1	12.8	▲ 32.4	19.7
6年5月	▲ 8.6	▲ 12.8	23.9	8.6	▲ 13.1	▲ 9.5	▲ 45.8	5.3	▲ 35.4
6年4月	▲ 2.6	▲ 24.0	▲ 11.0	18.1	▲ 30.2	▲ 11.7	116.7	▲ 10.4	▲ 3.2
6年3月	▲ 25.9	▲ 32.1	▲ 39.3	▲ 27.6	▲ 14.7	▲ 43.7	34.3	▲ 61.6	26.0
6年2月	▲ 9.5	2.2	0.6	32.9	▲ 18.2	▲ 12.3	▲ 44.0	▲ 14.6	▲ 29.4
6年1月	▲ 8.0	▲ 37.9	▲ 13.8	15.2	▲ 16.8	178.6	▲ 29.4	▲ 15.4	▲ 14.5
5年12月	▲ 19.7	▲ 24.1	▲ 9.9	▲ 43.5	▲ 17.6	▲ 59.1	42.1	▲ 47.8	37.2
5年11月	▲ 16.6	1.1	▲ 39.7	▲ 23.4	▲ 40.1	33.3	78.0	▲ 18.9	▲ 28.0
5年10月	▲ 1.1	▲ 29.0	▲ 6.7	15.0	▲ 26.5	130.4	▲ 37.0	▲ 16.9	▲ 14.8
5年9月	▲ 14.9	▲ 13.0	▲ 22.7	▲ 31.3	▲ 6.4	▲ 51.0	▲ 16.9	▲ 42.7	48.5
5年8月	▲ 32.2	▲ 0.7	▲ 28.1	▲ 27.1	▲ 32.1	▲ 74.7	24.4	▲ 48.4	▲ 49.9
5年7月	▲ 17.4	▲ 43.0	▲ 14.0	▲ 27.3	▲ 56.0	40.6	▲ 43.9	▲ 17.7	5.6

		6年6月		6年7月		6年8月		6年9月		6年10月		6年11月		6年12月		7年1月		7年2月		7年3月		7年4月		7年5月		7年6月		
		当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比
新規求職者数		3,095	▲ 12.2		3,451	5.2	3,099	▲ 10.1	3,449	0.6	3,509	▲ 5.1	2,838	▲ 8.8	2,772	▲ 1.3	3,769	▲ 0.3	3,326	▲ 5.5	3,422	▲ 4.8	4,250	▲ 2.8	3,471	▲ 7.6	3,514	13.5
	うち在職者	1,151	▲ 10.4		1,198	1.4	1,154	▲ 11.1	1,205	1.3	1,185	▲ 8.8	997	▲ 11.8	1,047	▲ 6.9	1,396	▲ 5.2	1,292	▲ 8.0	1,304	▲ 6.3	1,230	▲ 0.8	1,126	▲ 10.6	1,191	3.5
	うち離職者	1,731	▲ 15.5		2,029	6.5	1,785	▲ 9.2	2,017	▲ 1.1	2,093	▲ 5.7	1,654	▲ 8.2	1,571	1.7	2,152	1.6	1,834	▲ 4.4	1,888	▲ 3.7	2,777	▲ 2.7	2,109	▲ 6.8	2,090	20.7
	うち事業主都合	418	▲ 18.7		513	12.3	440	▲ 1.6	474	▲ 2.5	497	▲ 11.6	459	▲ 1.7	474	12.3	587	22.3	453	▲ 9.0	459	▲ 6.9	793	▲ 3.9	523	▲ 12.4	614	46.9
	うち自己都合	1,213	▲ 15.8		1,409	6.0	1,263	▲ 12.2	1,440	▲ 1.2	1,491	▲ 2.7	1,099	▲ 11.8	1,021	▲ 1.8	1,444	▲ 4.6	1,282	▲ 3.8	1,315	▲ 3.0	1,813	0.0	1,468	▲ 5.8	1,364	12.4

○ 参 考

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者		72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5	43,738	▲ 2.5	42,235	▲ 3.4	40,671	▲ 3.7
	うち在職者	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6	16,381	▲ 2.2	15,300	▲ 6.6	14,429	▲ 5.7
	うち離職者	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7	24,795	▲ 2.5	24,608	▲ 0.8	23,870	▲ 3.0
	うち事業主都合	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5	5,945	▲ 14.2	6,221	4.6	6,196	▲ 0.4
	うち自己都合	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8	17,593	2.7	17,087	▲ 2.9	16,349	▲ 4.3

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数 (A)	常用有効求職者 数 (パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率 (原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国: 正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国: 正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
5年6月	16,890	16,445	1.03	▲ 0.09	0.99	1.03
5年7月	16,983	15,983	1.06	▲ 0.07	1.01	1.03
5年8月	17,213	16,020	1.07	▲ 0.07	1.01	1.02
5年9月	17,459	16,044	1.09	▲ 0.07	1.02	1.02
5年10月	17,865	16,309	1.10	▲ 0.08	1.02	1.01
5年11月	17,609	15,801	1.11	▲ 0.10	1.04	1.01
5年12月	17,539	15,001	1.17	▲ 0.11	1.08	1.00
6年1月	17,279	15,244	1.13	▲ 0.08	1.05	1.00
6年2月	17,871	15,587	1.15	▲ 0.02	1.04	1.00
6年3月	17,425	15,872	1.10	0.01	1.01	1.02
6年4月	17,032	16,474	1.03	0.01	0.96	1.01
6年5月	16,697	16,496	1.01	0.00	0.94	1.01
6年6月	16,557	16,076	1.03	0.00	0.96	1.00
6年7月	16,916	16,006	1.06	0.00	0.99	1.01
6年8月	16,977	15,634	1.09	0.02	1.00	1.01
6年9月	17,640	15,806	1.12	0.03	1.01	1.01
6年10月	18,546	16,061	1.15	0.05	1.03	1.02
6年11月	18,346	15,410	1.19	0.08	1.06	1.02
6年12月	18,211	14,599	1.25	0.08	1.11	1.03
7年1月	17,400	15,015	1.16	0.03	1.08	1.03
7年2月	17,588	15,324	1.15	0.00	1.07	1.03
7年3月	17,653	15,633	1.13	0.03	1.05	1.05
7年4月	17,252	16,061	1.07	0.04	0.99	1.05
7年5月	17,047	16,149	1.06	0.05	0.98	1.04
7年6月	17,487	16,207	1.08	0.05	0.98	1.02

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

※ 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	6年6月	6年7月	6年8月	6年9月	6年10月	6年11月	6年12月	7年1月	7年2月	7年3月	7年4月	7年5月	7年6月
群馬県	1.23	1.26	1.31	1.34	1.35	1.39	1.47	1.42	1.41	1.36	1.22	1.17	1.18
前 橋	1.17	1.24	1.24	1.22	1.27	1.35	1.41	1.32	1.34	1.28	1.15	1.09	1.08
高 崎	1.49	1.56	1.63	1.68	1.66	1.71	1.86	1.83	1.75	1.68	1.45	1.43	1.47
安 中	1.01	1.01	1.10	1.14	1.11	1.12	1.16	1.10	1.22	1.18	1.08	0.97	1.02
桐 生	0.84	0.91	0.93	0.91	0.93	1.00	1.09	1.04	1.06	1.00	0.93	0.82	0.85
伊勢崎	1.31	1.39	1.37	1.43	1.51	1.52	1.56	1.54	1.55	1.53	1.37	1.37	1.25
太 田	1.07	1.03	1.05	1.19	1.13	1.20	1.32	1.19	1.17	1.15	0.99	0.98	0.98
館 林	1.26	1.23	1.27	1.33	1.32	1.42	1.52	1.45	1.40	1.37	1.24	1.22	1.31
沼 田	1.17	1.21	1.35	1.43	1.44	1.44	1.29	1.45	1.53	1.33	1.12	1.10	1.16
富 岡	1.57	1.62	1.71	1.71	1.67	1.62	1.61	1.70	1.60	1.49	1.34	1.24	1.33
藤 岡	1.61	1.57	1.75	1.73	1.93	1.78	1.77	1.73	1.75	1.75	1.67	1.54	1.48
渋 川	0.87	0.89	0.91	0.91	0.91	0.88	0.96	0.97	0.97	0.91	0.85	0.84	0.85
中之条	1.38	1.44	1.59	1.51	1.51	1.46	1.42	1.47	1.71	1.63	1.58	1.57	1.61

（一般＋パート）

新規求人倍率（原数値）

	6年6月	6年7月	6年8月	6年9月	6年10月	6年11月	6年12月	7年1月	7年2月	7年3月	7年4月	7年5月	7年6月
群馬県	2.26	2.21	2.26	2.24	2.29	2.37	2.68	2.10	2.18	2.06	1.46	1.90	2.09
前 橋	1.94	2.31	1.91	1.81	2.32	2.30	2.19	1.84	2.19	1.78	1.34	1.71	1.82
高 崎	2.94	3.04	3.07	2.99	3.04	3.15	3.71	2.97	2.60	2.74	1.75	2.77	2.87
安 中	2.29	1.74	2.32	2.25	2.01	1.89	3.03	1.57	2.72	2.21	1.17	1.56	2.51
桐 生	1.61	1.75	1.25	1.45	1.75	1.71	2.08	1.64	1.67	1.53	1.13	1.08	1.71
伊勢崎	1.95	2.39	2.92	2.23	2.88	2.77	2.56	2.34	2.90	2.16	1.67	2.64	1.74
太 田	2.06	1.63	1.54	2.35	1.48	1.78	3.01	1.37	1.49	2.07	1.08	1.27	1.76
館 林	2.37	2.23	2.68	2.40	2.25	3.02	3.18	2.10	2.33	2.07	1.49	1.96	2.43
沼 田	1.70	2.10	1.98	1.91	2.27	1.67	1.26	2.37	2.39	1.17	1.20	2.13	1.78
富 岡	3.53	2.13	2.58	3.09	2.04	2.51	3.44	2.11	1.96	2.26	1.43	1.46	2.81
藤 岡	3.28	2.10	3.22	3.15	3.33	2.12	3.07	2.88	2.42	2.96	2.37	1.95	2.67
渋 川	1.70	1.45	1.61	1.37	1.36	1.63	1.95	1.61	1.43	1.39	1.13	1.29	1.63
中之条	2.81	2.24	2.91	1.91	2.42	2.32	1.55	2.42	2.09	1.85	2.19	2.15	1.77

（一般＋パート）

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注）を参照してください。

就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 40 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 28 倍

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和6年6月	12,511	▲ 5.8	36,653	▲ 5.6	2.38	1.43
令和6年7月	12,952	▲ 2.6	36,604	▲ 5.5	2.29	1.42
令和6年8月	11,959	▲ 12.8	36,116	▲ 7.4	2.26	1.43
令和6年9月	13,685	0.7	37,434	▲ 4.8	2.28	1.43
令和6年10月	14,131	▲ 3.4	38,455	▲ 4.7	2.28	1.42
令和6年11月	12,071	▲ 5.4	38,434	▲ 2.9	2.20	1.42
令和6年12月	12,916	▲ 1.6	37,984	▲ 3.9	2.34	1.42
令和7年1月	13,875	▲ 3.3	37,768	▲ 3.3	2.25	1.42
令和7年2月	12,870	▲ 8.3	38,532	▲ 4.4	2.26	1.42
令和7年3月	12,678	▲ 1.1	38,015	▲ 3.9	2.45	1.43
令和7年4月	12,894	▲ 1.5	36,815	▲ 3.3	2.22	1.42
令和7年5月	12,127	▲ 3.6	36,136	▲ 2.1	2.22	1.42
令和7年6月	12,738	1.8	36,485	▲ 0.5	2.28	1.40

新規求人数（原数値）は9ヶ月ぶりの増加（前年同月比）

有効求人数（原数値）は28ヶ月連続の減少（前年同月比）

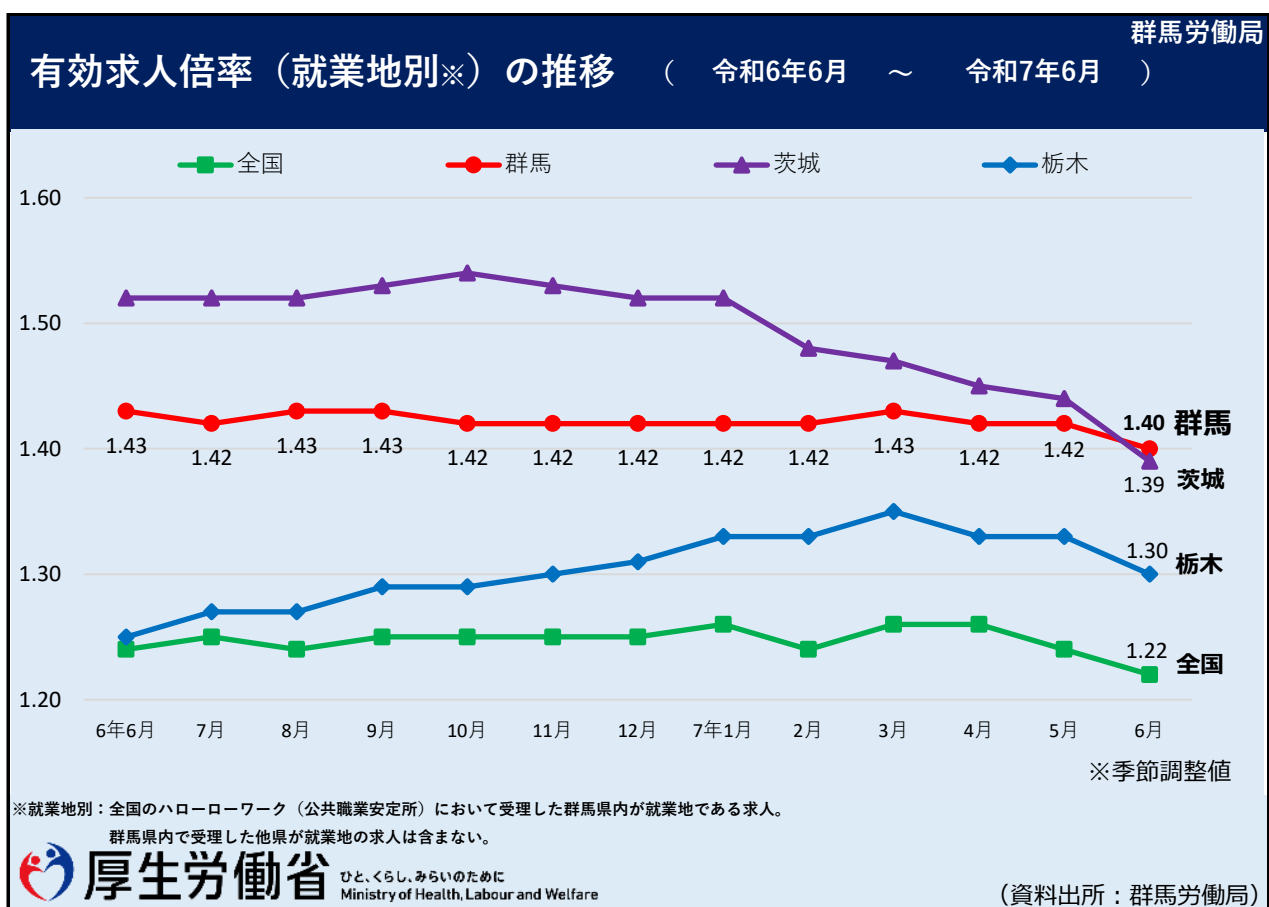
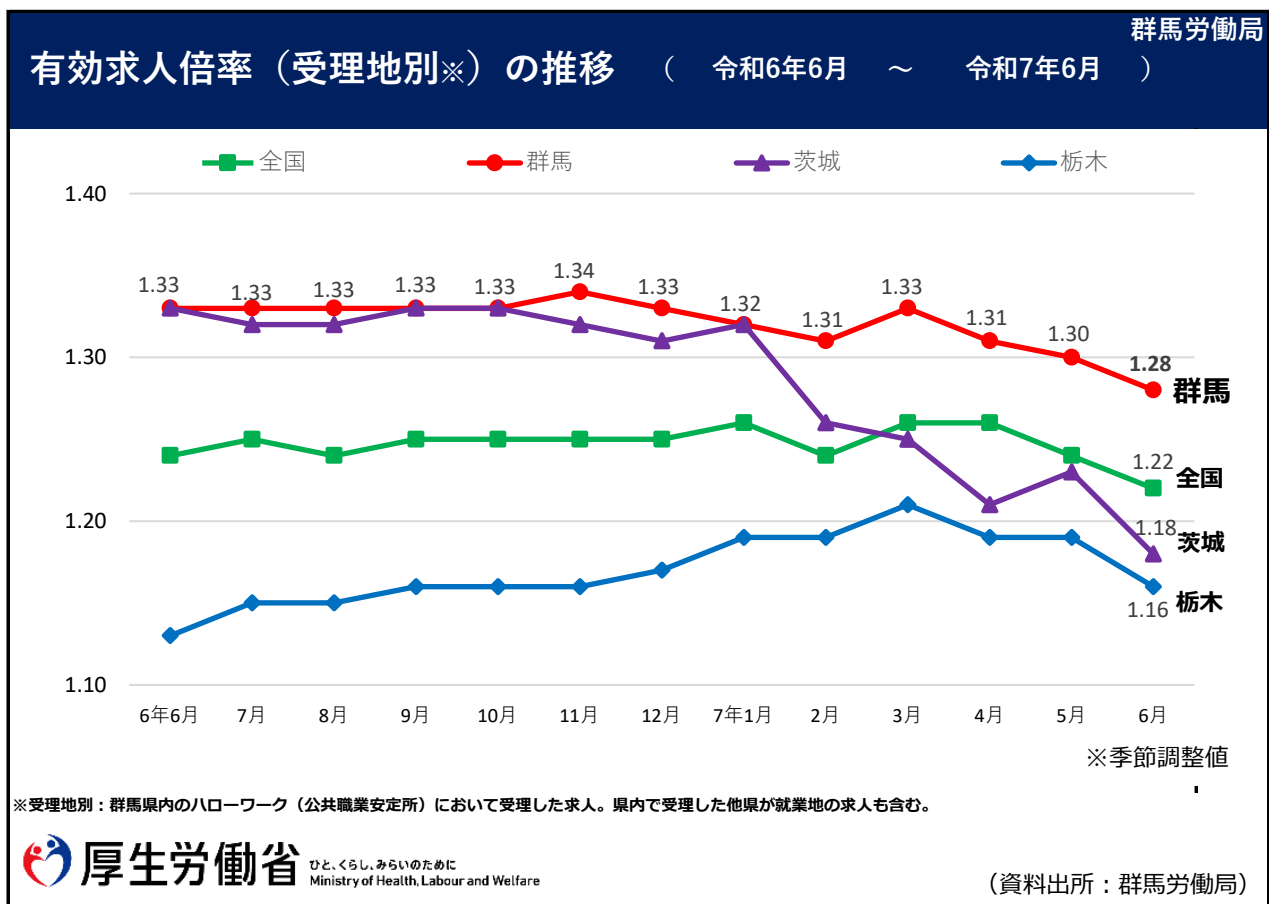
有効求人倍率（季節調整値）は2ヶ月ぶりの減少（前月比）

産業別新規求人数

新規求人数		6月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		12,738	1.8	227	9ヶ月ぶりの増加
主 な 産 業	建設業	1,064	3.0	31	2ヶ月ぶりの増加
	製造業	1,683	▲ 8.5	▲ 156	2ヶ月連続の減少
	情報通信業	142	26.8	30	2ヶ月ぶりの増加
	運輸業・郵便業	853	28.7	190	2ヶ月連続の増加
	卸売・小売業	1,519	▲ 4.0	▲ 63	6ヶ月連続の減少
	宿泊・飲食サービス	1,413	5.2	70	5ヶ月ぶりの増加
	医療・福祉	3,200	▲ 4.6	▲ 154	6ヶ月連続の減少
	サービス業	1,244	14.9	161	4ヶ月連続の増加
製造業内訳		6月	前年同月比	前年同月差	備考
主 な 内 訳	食料品	328	▲ 16.8	▲ 66	2ヶ月ぶりの減少
	プラスチック製品	121	17.5	18	2ヶ月ぶりの増加
	金属製品	131	▲ 23.8	▲ 41	2ヶ月ぶりの減少
	はん用機械器具	131	▲ 21.6	▲ 36	2ヶ月連続の減少
	生産用機械器具	77	▲ 10.5	▲ 9	2ヶ月連続の減少
	業務用機械器具	32	▲ 31.9	▲ 15	4ヶ月連続の減少
	電気機械器具	148	17.5	22	3ヶ月ぶりの増加
	輸送用機械器具	263	▲ 27.5	▲ 100	2ヶ月ぶりの減少

(注) 1.ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

2.令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。





最近の県内経済情勢

令和 7 年 7 月 29 日

財務省関東財務局

前橋財務事務所

問い合わせ先
前橋財務事務所 財務課
電話 027-896-2908(直通)

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、持ち直している」

項 目	前回(7年4月判断)	今回(7年7月判断)	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注)7年7月判断は、前回7年4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、足踏みの状況にある。

【各項目の判断】

項 目	前回(7年4月判断)	今回(7年7月判断)	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	→
雇用情勢	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	→
設備投資	6年度は増加見込みとなっている	7年度は増加見込みとなっている	→
企業収益	6年度は減益見込みとなっている	7年度は減益見込みとなっている	→
企業の景況感	「下降」超に転じている	「下降」超幅が縮小している	→
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	→
公共事業	前年を下回っている	前年を上回っている	↗

【先行き】

先行きについては、各種政策の効果もあって、景気の持ち直しが続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額、ドラッグストア販売額、家電大型専門店販売額、乗用車の新車登録届出台数は前年を上回っている。また、宿泊・観光は持ち直している。

しかしながら、ホームセンター販売額は前年を下回っている。全体としては、緩やかに回復しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 物産展などの食品催事は好調だったものの、気温が例年より低く推移したことから、婦人服など夏物衣料の動きが鈍く、売上げは伸び悩んでいる。(百貨店・スーパー)
- 商品価格の上昇に伴い客単価・一品単価は上昇。一人当たりの買上げ点数が減少するなど節約志向が垣間見えるものの、客数は増加しており、売上高は対前年比で増加。(百貨店・スーパー)
- 気温の上昇に伴いエアコンなどの季節家電や、OS のサポート終了前の買い替え需要などによりパソコンの販売が好調。(家電量販店)
- 新型車が人気のため受注は好調だが、メーカーの生産体制が追い付いていないことから納期が長期化しており、新車登録には結びついていない状況。(自動車販売)
- コメを始めとした原材料価格の上昇に伴い4月に値上げを実施したものの、販売数量は増加しており、客単価も上昇。売上げも対前年を上回っており好調。(飲食サービス)

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

生産活動は、業種別にみると、輸送機械、食料品は減少しているものの、化学、汎用機械・生産用機械・業務用機械は増加しており、全体としては、持ち直しつつある。

- 主要な取引先である自動車メーカーの米国販売が好調なことから、工場稼働率は高い水準で推移している。一方、米国子会社向けの輸出について、関税の影響から現地調達を増やしているため減少している。(輸送機械)
- 生産については、取引先の経営状況や、中国における日系自動車メーカーの販売不振などにより減少傾向となっている。(輸送機械)
- 半導体向けは緩やかに回復し順調に推移している。特にAI やデータセンター用の先端品でメモリ系が好調。(化学)
- 米国向けを中心に足下の生産は堅調。一方、米国関税の動きが未定となっている中、取引先から発注を躊躇する動きがみられており、今後における売上げの減少を懸念。(生産用機械)
- 新製品が多く発売され、生産数量は対前期比、前年比でいずれも4割ほど増加している。(業務用機械)

■ 雇用情勢 「足踏みの状況にある」

新規求人数は減少しており、有効求人倍率は低下している。雇用情勢は足踏みの状況にある。

- 人手不足が継続する中、スキマバイトサービスの活用を拡大している。また、他社が実施している人材確保の取組のうち、当社が未実施のものは積極的に取り入れていく。(小売(スーパー))
- 生産現場の人手が特に不足しており、残業や休日出勤のほか、管理部門からの応援により対応。(製造(輸送機械))
- 中小企業を中心に人件費などの負担が増加しているため求人の数を減らす動きがみられる。また、物価高騰による先行き不安などから離職や転職の動きが鈍化し、求職者数も減少している。(行政機関)

■ 設備投資 「7年度は増加見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業では前年比154.6%の増加見込み、非製造業では同7.7%の減少見込みとなっており、全規模・全産業では同74.5%の増加見込みとなっている。

■ 企業収益 「7年度は減益見込みとなっている」 (全規模) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業では前年比23.0%の減益見込み、非製造業では同11.2%の増益見込みとなっており、全規模では同3.1%の減益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超幅が縮小している」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 先行きについては、7年7~9月期に「下降」超幅が縮小し、7年10~12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数でみると、持家、分譲、貸家いずれも前年を下回っており、全体でも前年を下回っている。

- 住宅ローン金利が上昇しているほか、物価の高騰が継続していることから新築住宅の受注は厳しい状況。また、米国関税の影響により、製造業の業績次第では購買層が減少することを懸念している。(住宅建設)

■ 公共事業 「前年を上回っている」

- 前払金保証請負金額でみると、国、県、市町村いずれも前年を下回っているものの、全体では前年を上回っている。



最近の県内経済情勢

(資料編)

令和 7 年 7 月 29 日

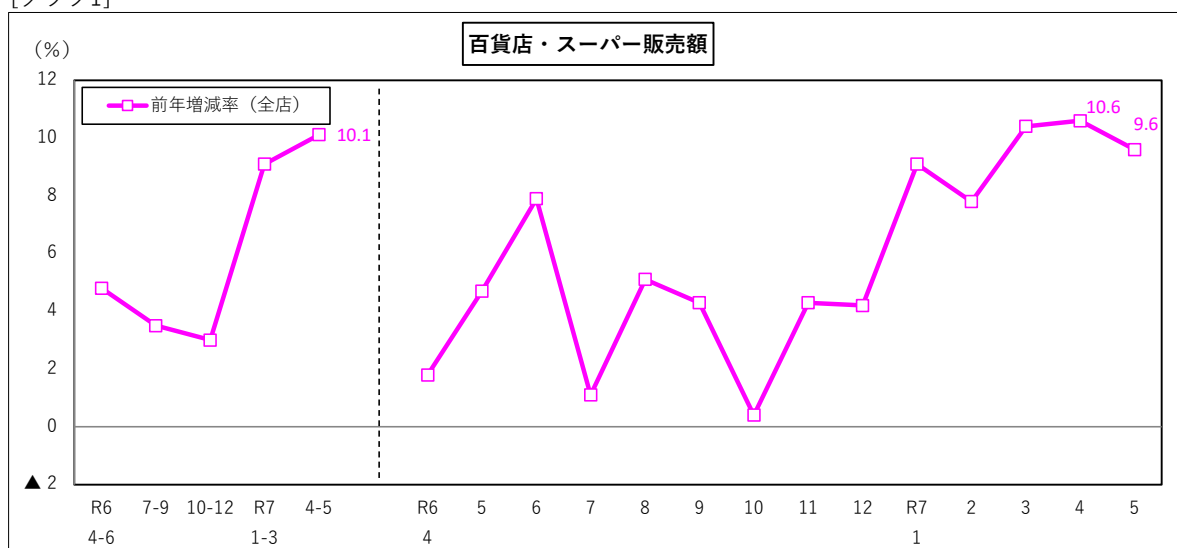
財務省関東財務局
前橋財務事務所

※掲載した経済指標等については速報値を含む。

1.個人消費

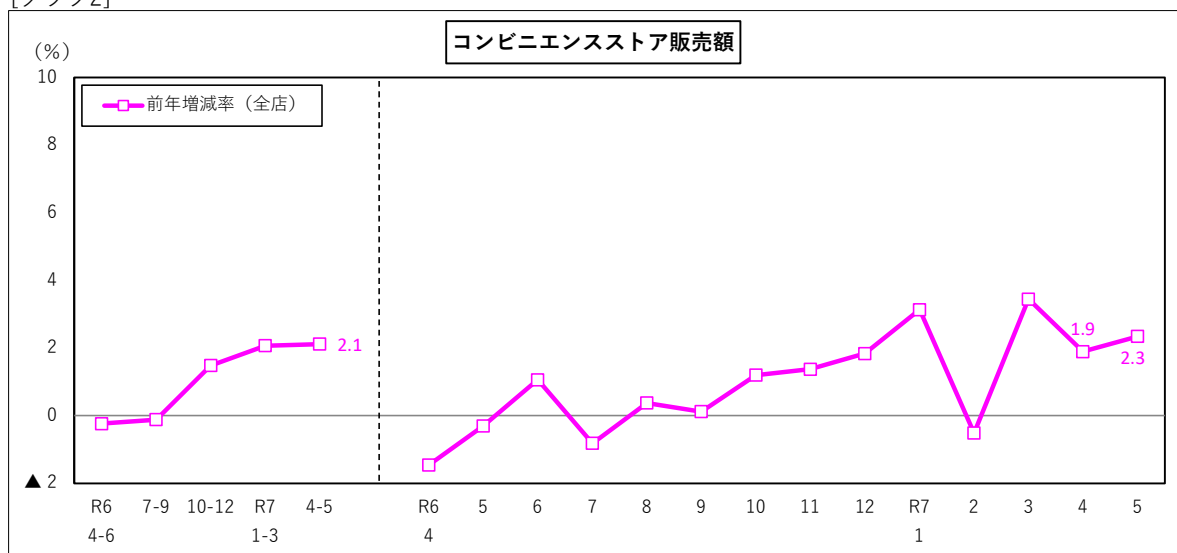
緩やかに回復しつつある

[グラフ1]



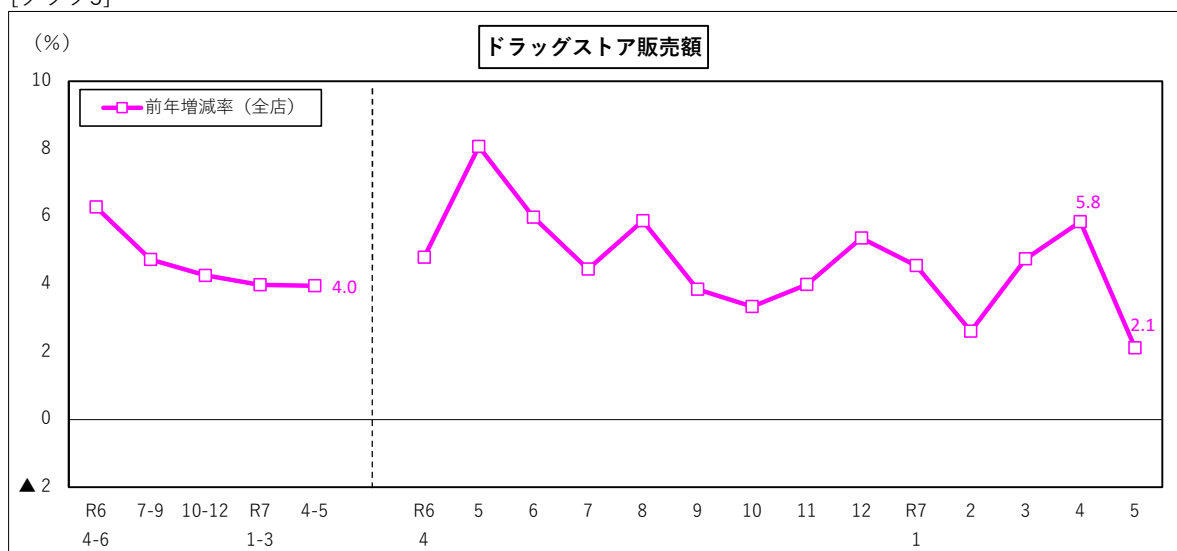
【経済産業省】

[グラフ2]



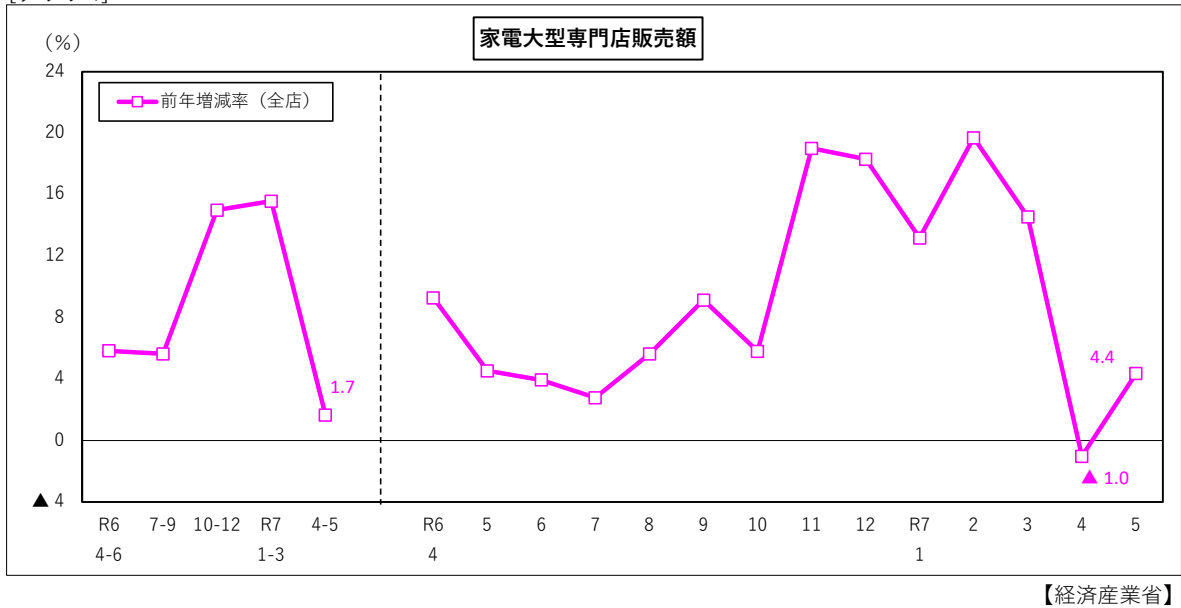
【経済産業省】

[グラフ3]

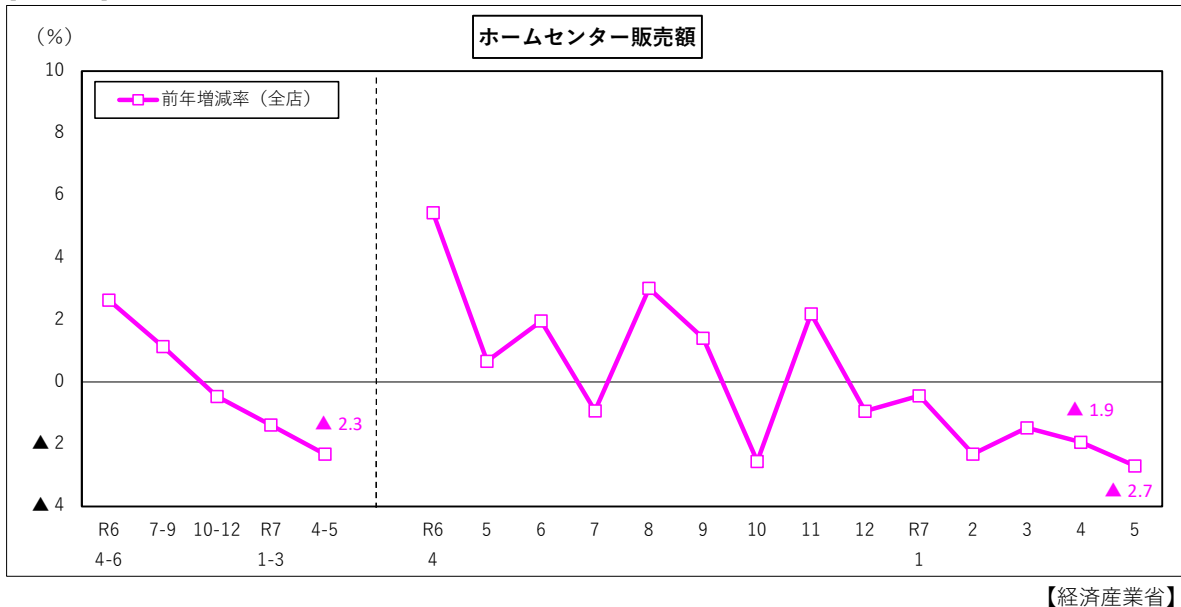


【経済産業省】

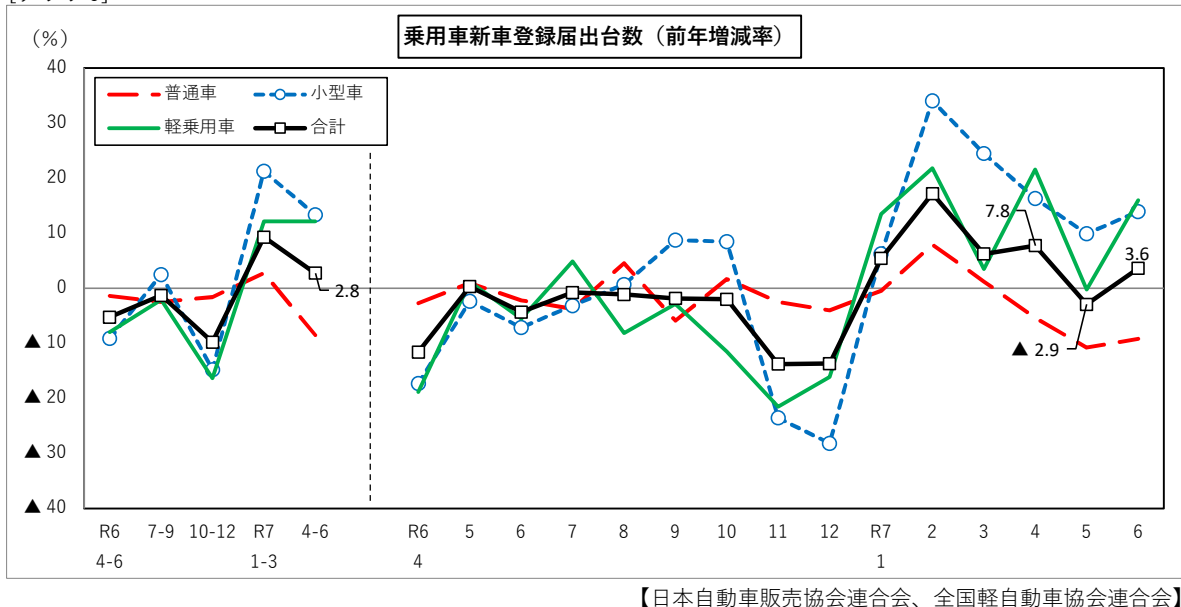
[グラフ4]



[グラフ5]



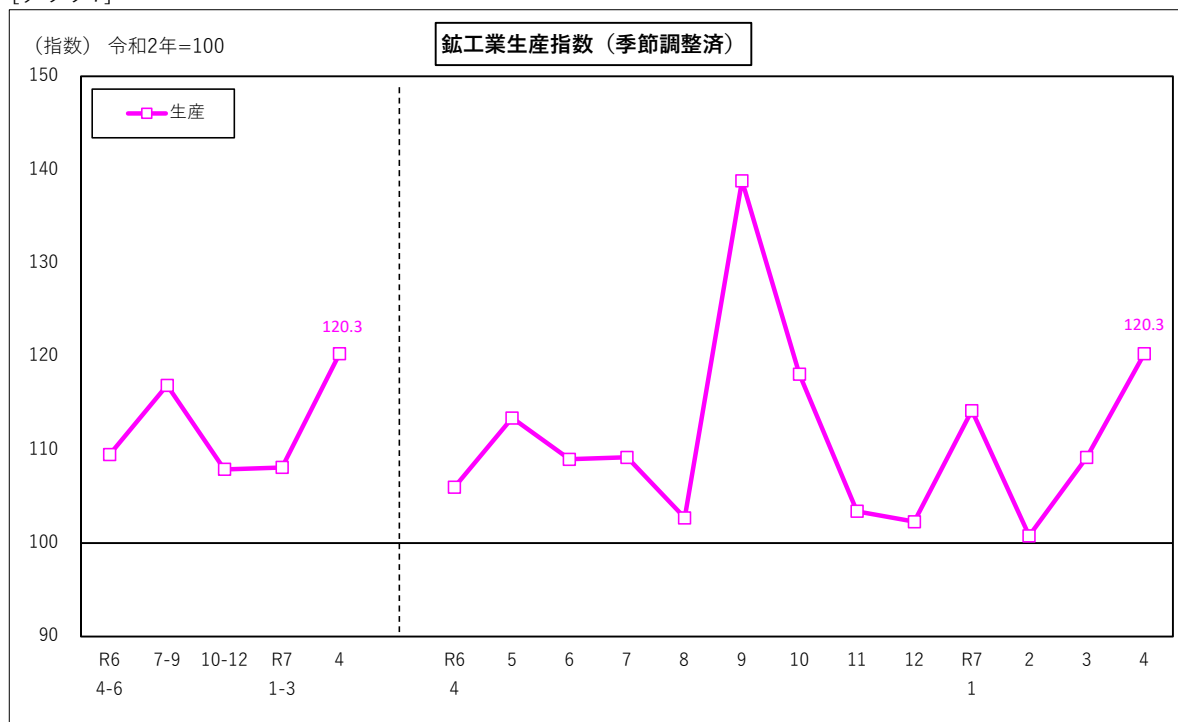
[グラフ6]



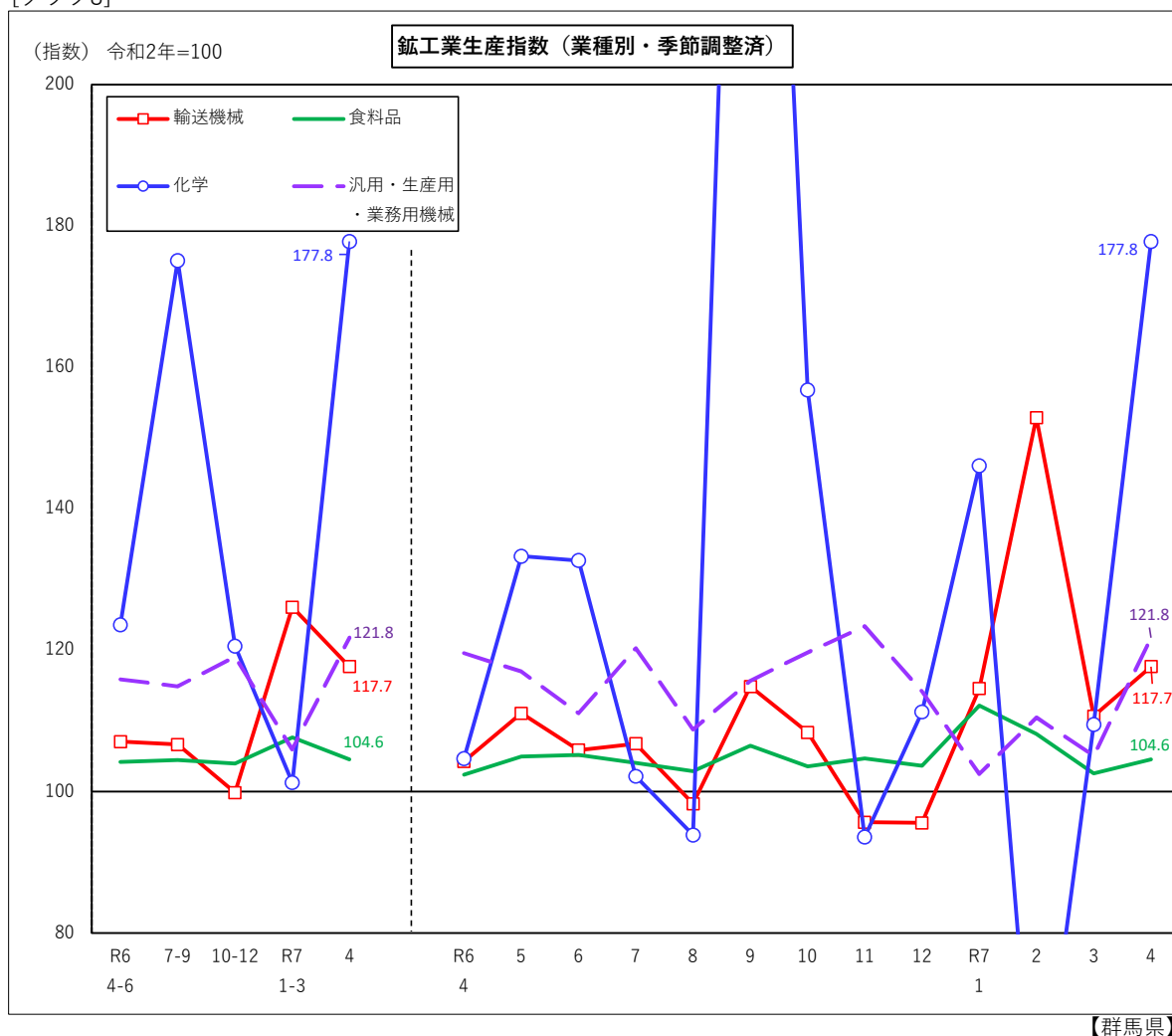
2.生産活動

持ち直しつつある

[グラフ7]



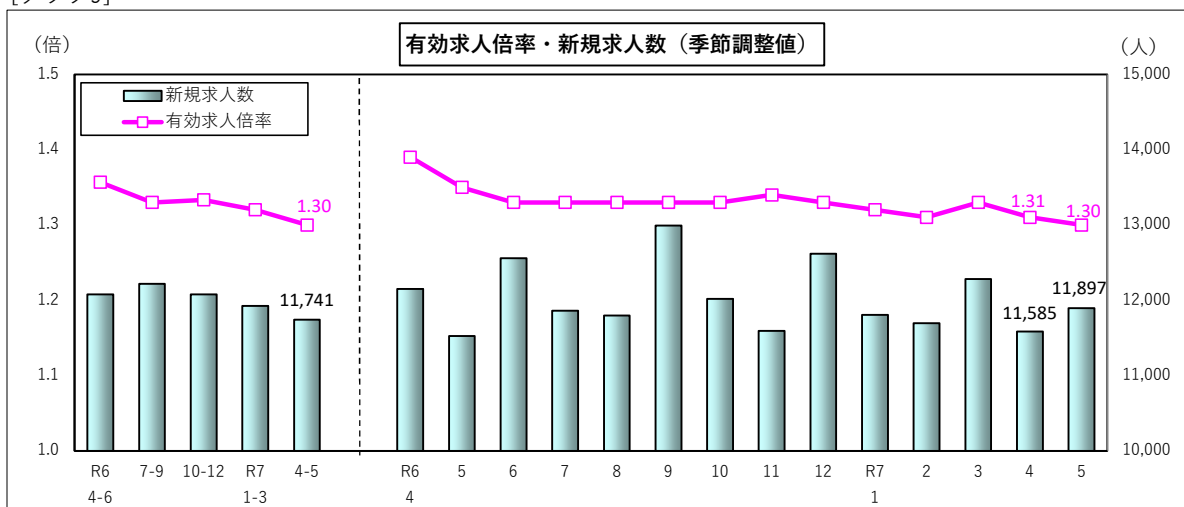
[グラフ8]



3.雇用情勢

足踏みの状況にある

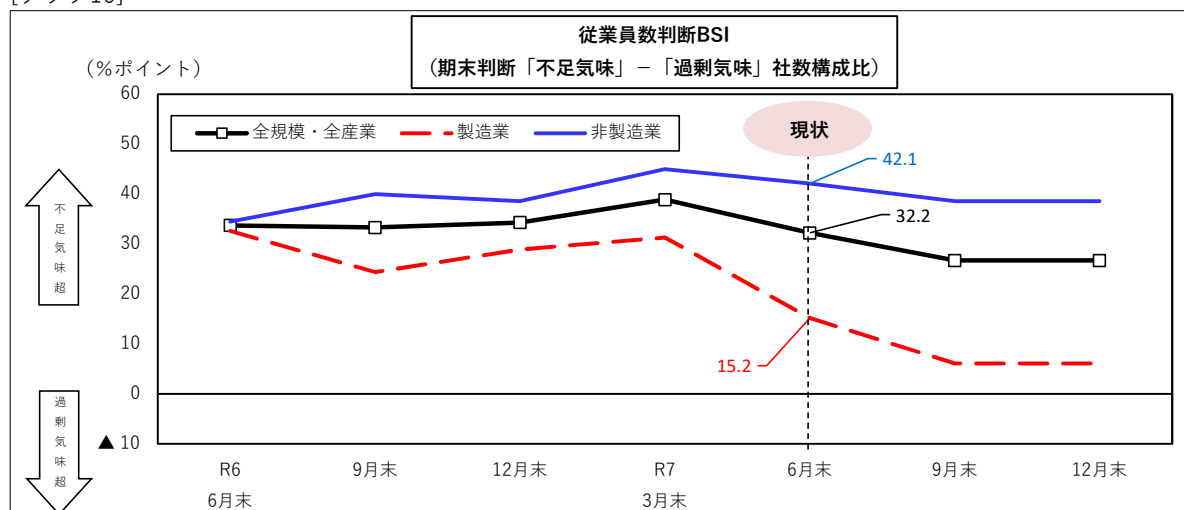
[グラフ9]



(注) 四半期の新規求人数は月当たりの平均。

【厚生労働省】

[グラフ10]

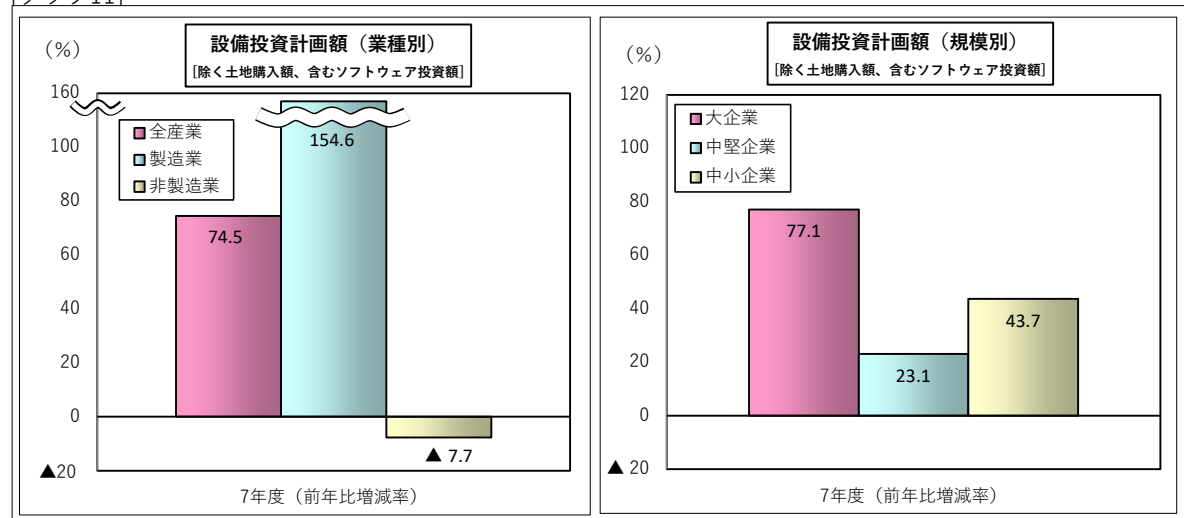


【前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)】

4.設備投資

7年度は増加見込みとなっている

[グラフ11]

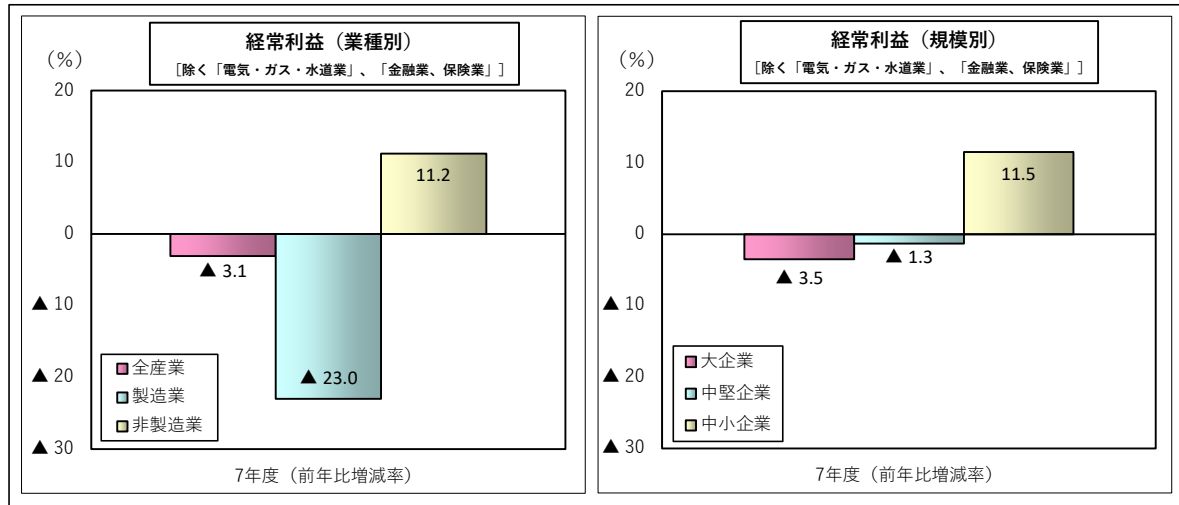


【前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)】

5.企業収益

7年度は減益見込みとなっている

[グラフ12]

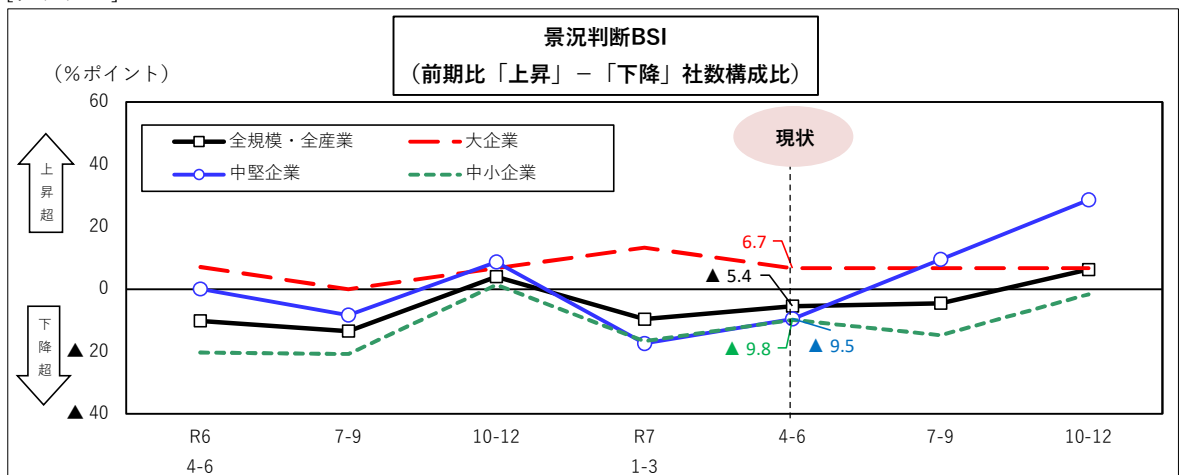


【前橋財務事務所（法人企業景気予測調査）】

6.企業の景況感

「下降」超幅が縮小している

[グラフ13]

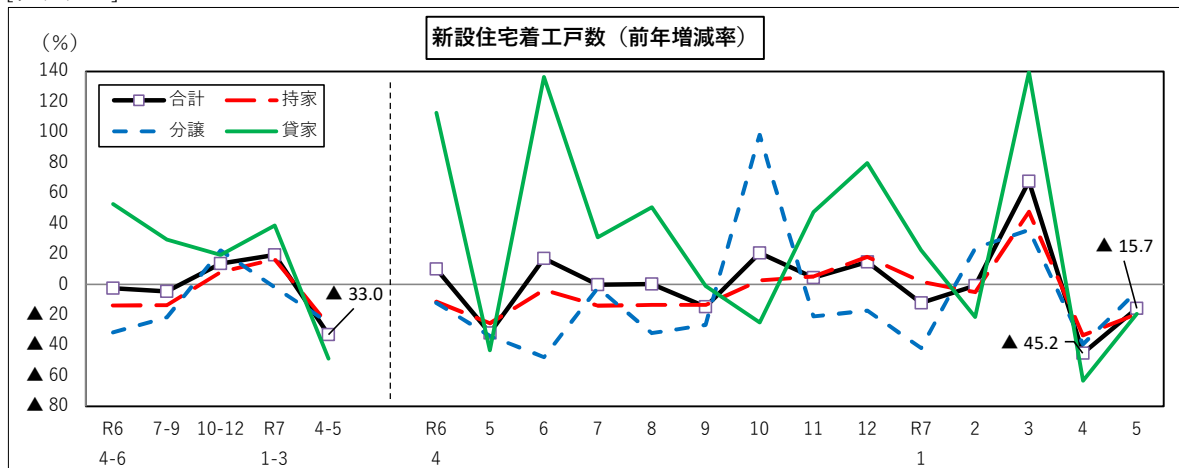


【前橋財務事務所（法人企業景気予測調査）】

7.住宅建設

前年を下回っている

[グラフ14]



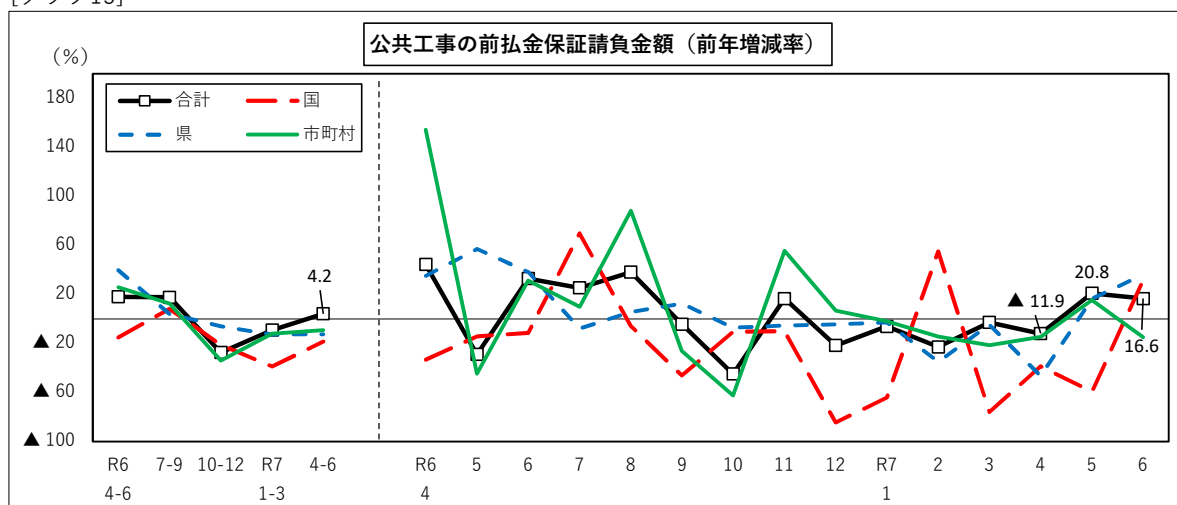
(注) 合計には給与住宅を含んでいる。

【国土交通省】

8.公共事業

前年を上回っている

[グラフ15]

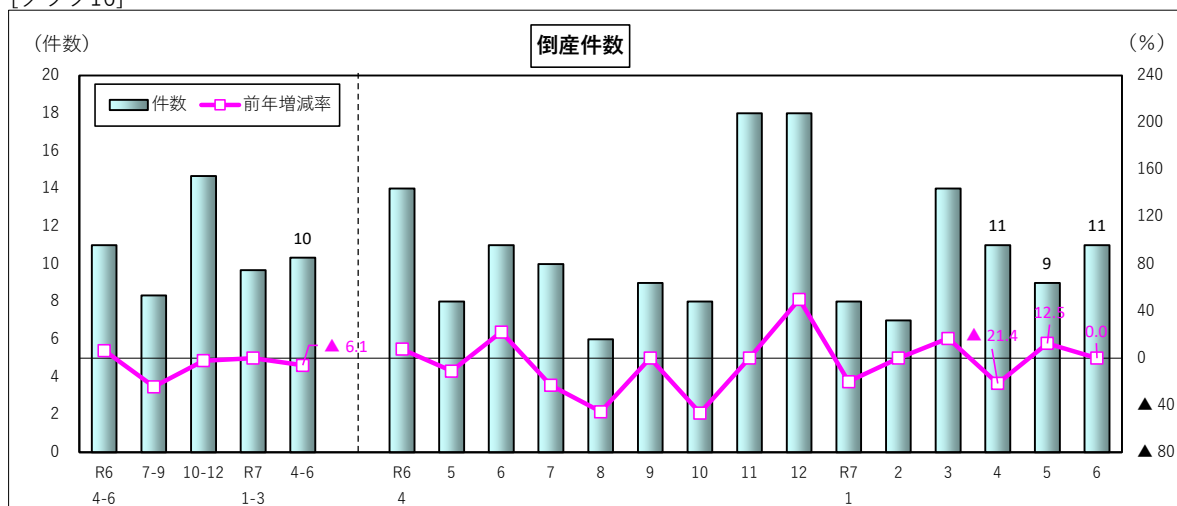


【東日本建設業保証株式会社ほか】

9.企業倒産

負債総額は前年を下回っている

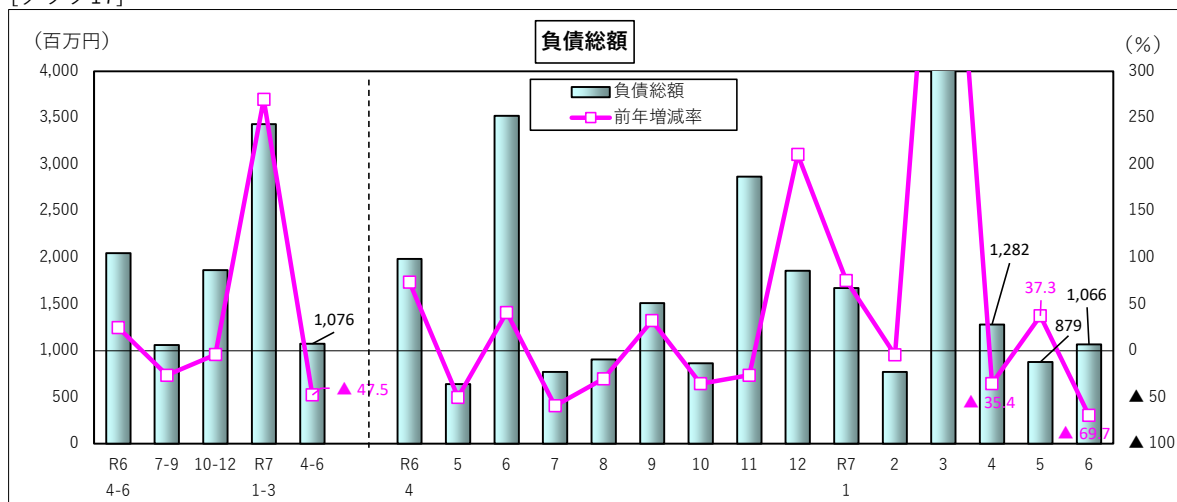
[グラフ16]



（注）調査対象は負債額1,000万円以上。四半期の件数は月当たりの平均。

【(株)東京商工リサーチ前橋支店】

[グラフ17]



（注）調査対象は負債額1,000万円以上。四半期の負債総額は月当たりの平均。

【(株)東京商工リサーチ前橋支店】

群馬県における生活保護と最低賃金の比較

令和7年7月

○ 令和5年度

1 生活保護

生活扶助基準	73,675.4円
住宅扶助実績値	23,965.6円
合 計	97,641円

2 最低賃金

131,140円

3 生活保護と最低賃金の比較

(1) 月額

△33,499円

(2) 時間額換算

△239円

○ 令和6年度

令和6年度群馬県地域別最低賃金引上げ額 50円

△289円

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和5年度のデーターを使用)

1 前提

- 若年単身 → 生活保護では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 V区
- 級地別人口

1級地－1	0人	1級地－2	0人
2級地－1	811,567人	2級地－2	0人
3級地－1	861,038人	3級地－2	266,505人
計	1,939,110人		

※ 令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口

- 説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

2 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和5年度）

- ① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費と第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$\begin{aligned} & (72,430円 \times 811,567人 + 70,080円 \times 861,038人 \\ & + 67,740円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 \\ & = \underline{70,741.9円} \text{ (1円未満四捨五入せず)} \end{aligned}$$

- ② 第2類のうち冬季加算（1か月平均）

群馬県はV区に分類されるため、11月から3月まで5か月間支給。（群馬は級地別なし）

$$4,630円 \times 5月 \div 12月 = \underline{1,929.1円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

- ③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2級地－1 \quad 12,880円 \times 1月 \div 12月 = 1,073円$$

$$3級地－1 \quad 11,610円 \times 1月 \div 12月 = 968円$$

$$3級地－2 \quad 10,970円 \times 1月 \div 12月 = 914円$$

$$(1,073円 \times 811,567人 + 968円 \times 861,038人$$

$$+ 914円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = \underline{1,004.4円}$$

以上、①、②、③より、

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）} = \text{①}70,741.9 \\ & \text{円} + \text{②}1,929.1円 + \text{③}1,004.4円 = \underline{73,675.4円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値（令和5年度）

- ・ 単身被保護世帯数

群馬県（前橋市・高崎市を除く）5,666世帯、前橋市3,013世帯、高崎市2,57

7世帯 合計11,256世帯

・ 住宅扶助実績値

群馬県（前橋市・高崎市を除く）21,299.2円、前橋市27,412.3円、
高崎市25,798.7円

※1 令和5年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3－10表により示される群馬県
（前橋市・高崎市を除く）、前橋市、高崎市の単身被保護世帯数及び同1世帯当たり
住宅補助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

・ $(21,299.2円 \times 5,666世帯 + 27,412.3円 \times 3,013世帯 + 25,798.7円 \times 2,577世帯) \div 11,256世帯 = 23,965.6円$

(3) 生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

生活扶助基準 ＋ 住宅扶助実績値

$73,675.4円 + 23,965.6円 = \underline{97,641円}$

3 最低賃金との比較

時給935円（令和5年度群馬県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の
1か月の収入（手取額）は、

$935円 \times 173.8時間 \times 0.807 = \underline{131,140円}$ （1円未満四捨五入）

※ 0.807は、税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

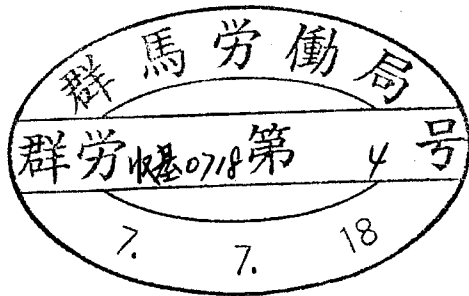
生活保護97,641円 － 最低賃金（手取額）131,140円 = $\Delta 33,499円$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を173.8時間で割って1時
間あたりとし、0.807で割って手取額から額面に換算すると、

$\Delta 33,499円 \div 173.8 \div 0.807 = \underline{\Delta 239円/時間}$ （1円未満四捨五入）
となる。

2025年7月18日

群馬労働局長
上野 康博 殿



群馬県労働委員会
日本基幹労働者連合会群馬県支部
委員長 〇〇〇〇〇〇

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,556 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

888 名

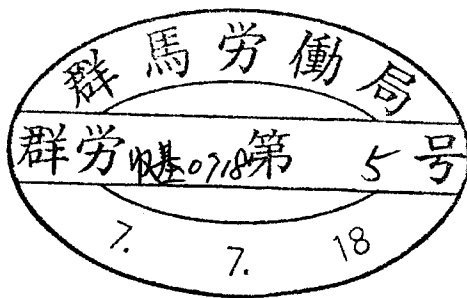
5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

2025年7月18日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前橋市 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 1-2
JAM北関東地区協議会 (群馬県)
会



群馬県太田市 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 1110
全日本自動車組合連合会
議

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造

業、建設機械・鉾山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

15,665 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

5,690 名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

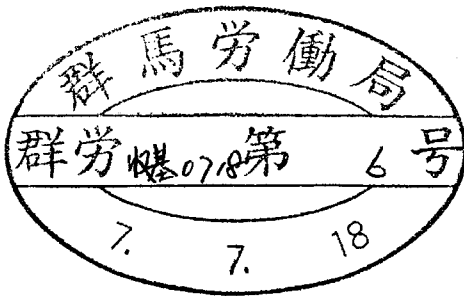
①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

2025年7月18日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前橋市 61-2
全日本電機工業会 報関連産業労働組合
群馬県労働委員会
議



群馬県前橋市 361-2
JAM北会 会 (群馬)

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

6,671名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

11,158 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

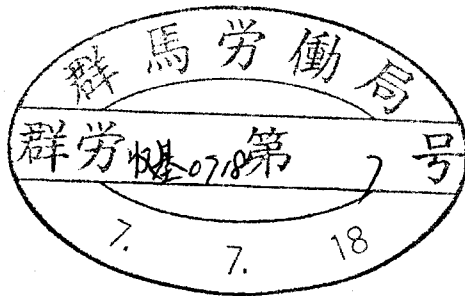
①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

2025年7月18日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県太田市 10
全日本自動車 労働組合
議長



群馬県前橋市 51-2
JAM北関東 労働組合 (群馬)
会長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

25,735 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数 13,509 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以 上